

## 令和4年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 令和3年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第11 同意第 1号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 一般質問
- 第13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度中頓別町一般会計補正予算 令和4年3月22日専決）
- 第14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和4年3月31日専決）
- 第15 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和4年3月31日専決）
- 第16 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第25号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第26号 中頓別町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第27号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第20 議案第28号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第21 議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 第22 議案第30号 物品売買契約の締結について

○出席議員（8名）

1番	高橋	憲一	君	2番	長谷川	克弘	君
3番	西浦	岩雄	君	4番	宮崎	泰宗	君
5番	東海林	繁幸	君	6番	星川	三喜男	君
7番	細谷	久雄	君	8番	村山	義明	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小林	生吉	君
副町	長	遠藤	義一	君
教育	長	相座	豊	君
総務課	参事	市本	功一	君
総務課	参事	笹原	等	君
総務課	参事	野田	繁実	君
総務課	参事	小林	嘉仁	君
総務課	参事	石川	章人	君
総務課	参事	矢部	智彦	君
農業委員会	会長	森川	健一	君
産業課	長	平中	敏志	君
産業課	参事	永田	剛	君
産業課	参事	西川	明文	君
産業課	参事	北村	哲也	君
建設課	長	土屋	順一	君
建設課	参事	長尾	享	君
建設課	主幹	北村	正樹	君
建設課	主幹	後藤	晃昭	君
保健福祉課	長	相馬	正志	君
保健福祉課	主幹	西巻	俊英	君
保健福祉課	主幹	五十嵐	弘将	君
教育次	長	小林	美幸	君
教育委員会	主幹	後藤	浩一	君
国保病院	事務長	西村	智広	君
会計	管理者	庵	日鶴	君
認定	こども園園長	大島	朗	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） 令和4年第2回中頓別町議会定例会に議員全員の出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本議会においても新型コロナウイルス感染対策として、引き続きマスクの着用、手の消毒などの感染対策に努めていただきたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和4年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、6番、星川さん、7番、細谷さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

令和4年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、5月24日及び5月27日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月7日から6月9日までの3日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期を残し、閉会する。

2、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。

4、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、意見書について、補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書（案）は、東海林議員から発議される。森林・林業・木材産業によるグリー

ン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）は、私から発議します。ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議（案）は、西浦議員から発議される。

6、閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

7、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月7日から6月9日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月7日から6月9日までの3日間とすることに決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、御覧の上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 南宗谷消防組合議会報告をいたします。

令和4年6月7日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、東海林繁幸、長谷川克弘。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび、南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、令和4年第1回南宗谷消防組合議会定例会。

2、日時、令和4年3月18日（会期1日）午前10時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、東海林議員、長谷川議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第1号 監査委員報告について、月例監査の結果、南宗谷消防組合会計の令和3年11月分から令和4年1月分について適正と認

める報告があり、議案第1号 南宗谷消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、国の政令に合わせて改正するもので、全会一致で可決された。議案第2号 令和3年度南宗谷消防組合会計補正予算については、予算精査により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,114万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,728万4,000円とし、全会一致で原案どおり可決された。議案第3号 令和4年度南宗谷消防組合会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,165万7,000円と定め、全会一致で原案どおり可決された。

裏面に移ります。令和4年6月7日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、東海林繁幸、長谷川克弘。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび、南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、令和4年第1回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、令和4年6月3日（会期1日）午前10時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、東海林議員、長谷川議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、選挙第1号 議長の選挙については、枝幸町選出の遠山修氏が選出された。同意第1号 監査委員の選任については、柳原貞夫氏（枝幸町）が選任された。議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、加入団体の追加による変更であり、原案どおり可決された。議案第7号 令和4年度南宗谷消防組合会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,884万1,000円とし、原案どおり可決された。

以上、報告いたします。

○議長（村山義明君） 南宗谷衛生施設組合議会報告は、組合議員からいただきます。

高橋さん。

○1番（高橋憲一君） おはようございます。それでは、南宗谷衛生施設組合議会報告をいたします。

令和4年6月7日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷衛生施設組合議員、宮崎泰宗、高橋憲一。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、令和4年第1回南宗谷衛生施設組合議会定例会。

2、日時、令和4年3月18日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、宮崎議員、高橋議員。

5、会議結果、議事日程どおり進行し、報告第1号では監査委員報告があり、令和3年8月分から令和4年1月分までの一般会計が適正であると報告された。議案第1号では令和3年度南宗谷衛生施設組合一般会計補正予算について、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,069万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,530万2,000円とすることを原案どおり可決した。議案第2号では令和4年度南宗谷衛生施設組合一般会計予算について、歳入歳出それぞれ5億6,700万円とすることが原案どおり可決され、閉会した。

裏面を御覧ください。令和4年6月7日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷衛生施設組合議員、宮崎泰宗、高橋憲一。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、令和4年第1回南宗谷衛生施設組合議会臨時会。

2、日時、令和4年6月3日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、宮崎議員、高橋議員。

5、会議結果、議事日程どおり進行し、選挙第1号 副議長の選挙では、清水顕志議員（枝幸町）が選任されました。議案第1号 令和4年度南宗谷衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）は、歳出で議員報酬及び監査委員報酬でそれぞれ3,000円の追加、一般職員給料で236万6,000円の減額、退職手当組合負担金で236万円の追加により追加、減額とも同額となり、補正後の歳入歳出予算の金額に変わりはなく、原案どおり可決した。議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、新たに上川中部福祉事務組合を加える変更であり、全て原案どおり可決された。同意第1号 監査委員の選任について、高松義喜氏（浜頓別町）が選任された。

以上であります。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいたさせます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。それでは、先日実施いたしましたいきいきふるさと常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

ます。

令和4年6月2日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、1点目として、路線バス移行に伴うバス購入及び車庫整備について、2点目、学校づくり整備事業について、3点目、こども園園庭整備について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和4年5月20日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、3月17日、令和4年第1回定例会で議決された継続調査として所管事務のうち緊急を要する事項として調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、まず1点目の路線バス移行に伴うバス購入及び車庫整備についてといたしましては、コロナ禍の影響等により新車の購入や建材の確保に時間を要する状況から、来年10月からの運用に間に合わせるため事業主体やバス通学する生徒の推計などが明確となっていない段階での予算確保との印象を受けた。予算審議の段階では、運行の体制や利用者の見通しなど、必要なバスの台数や大きさの根拠となる現実的かつ具体的な事業内容の説明が必要である。

2点目の学校づくり整備事業について、文部科学省の事業に該当し、モデル研究として必要な経費の支援を受けられるとのことであるが、その大部分は外部への再委託に係るものであり、町としての教育の考え方や町民の意見などについても十分に反映され、町にとって有益な事業となることを望むものである。

3点目のこども園園庭整備については、当初の見積もりからは大幅に減額され予算提案されると思うが、安全性を考慮した上で使用される木材などには町内の資源も活用し、可能な範囲は地元で手作りするなど、町の子どもたちに広く利用され、愛される園庭が整備されることを期待する。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。令和4年の第2回定例会に招集をさせていただきましたところ、全議員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。私か

らは、1点、新型コロナウイルス感染症に関する行政報告をさせていただきたいと思いません。

新型コロナウイルス感染症については、本年3月27日に町内で16例目となる陽性者が2名確認されてから5月10日までの間で41名の感染者が公表されたところであります。そのうち3名が役場で勤務する町の職員であり、町民の皆様には大変ご心配をお掛けいたしました。町内で感染者が確認された折には、保健所による行政検査の対象にならなかった感染者と濃厚接触相当の接触があった町民に対して、町独自のPCR検査を3月に40名、4月に78名行い、4月に実施した検査では4名の陽性者が判明し、発熱外来への受診を促すなどし、速やかに医療につながることができました。また、感染者や濃厚接触者には自宅待機者支援事業を行い、療養期間および経過観察期間の生活に不便が生じないよう、食料品や衛生用品などの生活に必要な物資の支援を行ってきました。さらに、町民の皆様には不安等が広がらないように防災無線で町民に周知したほか、24時間体制で電話相談も継続して行ってきました。

新型コロナワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため迅速なワクチンの追加接種を進めているところです。従来18歳以上が対象であった3回目接種も国の方針で5月からは新たに12歳以上18歳未満の3回目接種が始まり、接種機会を設けるために病院での個別接種のほか、5月28日には集団接種を行いました。12歳以上18歳未満の接種率は4割程度にとどまっておりますが、対象者全体の3回目接種率は、すみません、90%以上となっておりますけれども、これは88.6%であります。ちなみに、2回目の接種を終わられた方だけを対象といたしますと93%を超える接種率となっているというところであります。

3月からは、5歳以上11歳以下の新型コロナワクチン接種がはじまりましたが、現在対象者、これも6月1日現在では78名ですので、ご訂正をいただきたいと思いますけれども、のうち45名が接種を終えております。若年層の接種につきましては、接種の伸び悩みの傾向がありますが、今後も継続して啓発を行ってまいります。

4回目の新型コロナワクチン接種に関しましては、接種対象は60歳以上の方と基礎疾患のある18歳から59歳までの方ということが国から示されました。また、4回目の接種に使用することができるワクチンがファイザー製とモデルナ製ワクチンの2種類であることが示されました。接種対象見込み数800名に対してファイザー製ワクチンが300接種分、モデルナ製が600接種分が国から配分される見通しとなっております。7月中には個別接種、集団接種を行う予定で、対象者全員の接種機会が確保される見込みであります。今後もワクチン接種がまだお済でない方で接種を希望される方が確実にワクチン接種ができるよう、引き続き個別接種ができる体制を維持してまいります。

5月23日に国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改正が行われ、マスク着用についての考え方などに変更がありました。今後も国の方針に従い、新型コロナ対策を推し進め、感染リスクを低減していくよう、引き続き対策に取り組んでまいります。

本町は、「コロナ差別0（ゼロ）の町」を掲げており、3月から4月にかけて感染者が多く確認された時にも、町民の皆様におかれましては冷静な対応をしていただいたというふうに見ているところでありまして、感謝を申し上げたいと思います。今後も引き続き人権への配慮と差別や偏見を持つことなく、一人ひとりが思いやりを持った行動をとっていただくようお願いを申し上げていきたいと思っています。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

引き続き教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（相座 豊君） おはようございます。私から教育行政報告を申し上げます。

今年度予定していた「ハワイ語学研修」を中止したことをご報告いたします。新型コロナウイルス感染症の影響で2年間実施を見送ってきた「ハワイ語学研修」ですが、事態の好転を期待し、実施を予定していたところですが、かなり海外渡航に対するハードルが下がったところですが、現時点で出発前に札幌で前泊してPCR検査の全員実施、帰国後7日間の自宅待機が課せられており、実施すると17日間要することが分かりました。

その上で参加できなかった高校1年生と中学3年生、本来の対象である中学2年生の全家庭に対し参加意向を行った結果、明確に参加意向を示したのは約37%でした。その内容を聞いたところによると、参加意向を示した生徒でも両親で判断が分かっている家庭や夏休み期間中に中体連全道大会があることを考慮していない生徒もいるようでした。何よりも中頓別の短い夏、帰国後7日間外出制限となると夏休みのほとんどがなくなることとなります。これらの結果から教育委員会、小学校と中学校の三者による実行委員会で協議し、①、20日余りの夏休み中17日間の拘束は、派生する影響を考えると好ましくない。②、参加の意思を示した生徒が半数おらず、町で全員対象とした語学研修の意義が達成できない。③、札幌までのバス移動では密集と換気の不十分さが予想され、仮に札幌でのPCR検査で陽性者が出た場合はどこにも行けないまま外出制限を受ける。以上の理由から、残念ながら本年度の実施を見送ることとしました。

なお、不参加の生徒には様々な理由があると思われるため、高校3年生までは来年度以降も意向を聞き取り、参加の機会を保障できないか関係部局と今後協議していきたいと考えております。

○議長（村山義明君） ただいまの教育行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第1号 令和3年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第1号 令和3年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、笹原総務課参事から報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。報告第1号 令和3年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

議案の1ページをお開き願ひます。報告第1号 令和3年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

議案の2ページをお開き願ひます。令和3年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。今回報告の事業につきましては、令和3年度に議決されました予算事業5件を金額、財源内訳のとおり令和4年度に繰り越して執行するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、財務会計システム管理事業26万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民事務事業267万9,000円、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、草地整備型公共牧場整備事業1,050万円、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、中頓別弥生線交付金事業3,782万8,000円、12款諸支出金、1項特別会計繰出金、事業名、特別会計繰出金事業1,480万円、いずれも令和4年第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

繰越明許費の総額は6,607万1,000円、財源内訳は国、道支出金2,764万4,000円、町債2,760万円、その他特定財源1,050万円、一般財源32万7,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第2号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計

繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第2号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、土屋建設課長からさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、報告第2号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

3ページをお開き願います。報告第2号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度中頓別町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

4ページをお開きください。令和3年度中頓別町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。今回報告の事業につきましては、令和3年度に議決された予算事業1件を金額、財源内訳のとおり令和4年度に繰り越して執行するものであります。1款下水道費、1項総務管理費、事業名、特定環境保全公共下水道整備事業6,413万円については、令和4年第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

繰越明許費の総額は6,413万円、財源内訳は国、道支出金3,435万9,000円、町債1,490万円、その他特定財源1,480万円、一般財源7万1,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

#### ◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、遠藤副町長からさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） おはようございます。よろしく申し上げます。報告第3号 有

限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

同公社の第27回定時株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、会社法第319条の規定により書面議決により開催され、第1号議案から第3号議案まで全て承認されましたので、経営状況の概略を報告いたしたいと思っております。内容につきましては、配付させていただきました令和4年度第27回定時株主総会議案を御覧いただきたいと思っております。

それでは、第1号議案からご説明をいたします。8ページを御覧ください。第1号議案、令和3年度事業決算報告書承認の件については、令和3年度事業決算報告書の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認されました。この内容につきましては、9ページから23ページに詳細が記載されております。

10ページを御覧ください。令和3年度事業報告における総括的概要ですが、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、各施設とも来場者の検温やマスクの着用、手指消毒のお願い、施設内消毒の実施、3密を避ける対策を講じるなどにより、施設内からの感染者を出すことなく事業を終了できました。

各受託施設では、パークゴルフ場においては昨年と同様に管理棟内での休憩の禁止、各種大会の自粛をいただくなど、感染予防対策を行いながらの運営となりました。

寿スキー場におきましても来場者には利用者名簿の提出や検温、マスクの着用、手指消毒の徹底をお願いするとともに、2月には町内での感染者が出たため9日間営業を中止するなど、感染防止に努めてきたところであります。

各施設の利用状況につきましては、パークゴルフ利用料は昨年度比2万3,000円の減、スキー場リフト利用料では前年比2万2,000円の増収となりました。要因は、スキー場のシーズン券の購入者が増えたことによるものということであります。

鍾乳洞ふれあい公園では、第1洞窟へのルートにおいて木橋の一部が落ち、通行ができなくなったため迂回ルートを整備し、対応してきたところであります。

有害鳥獣処理施設業務は6年目となり、菌床の維持管理や処理作業も順調に推移し、この1月から3月にかけて捕獲頭数が増加したため、一時処理困難な状況になりました。捕獲制限をお願いするなどして対応してきたところであります。最終的には650頭の処理を行うことができました。ここでは650頭となっていますが、実際には1頭処理ができない、行方不明になったというか、処理ができない頭数がありましたので、実質は649頭になります。

令和4年度においても各施設の安全管理と経費の節減を図りながら、健全な公社運営に努めてまいりますとの総括的な概要であります。

14ページ、総合損益明細書で決算の概要を報告いたします。まず、寿レクリエーショ

ン施設では、寿公園の指定管理料2,699万7,000円のほか、事業収入としてリフト利用料346万円、パークゴルフ場利用料26万円、テニスコートの利用料1万4,000円余りで、合わせて373万5,520円となりました。雑収入としては、スキーレンタル料15万3,600円を加えた収入合計が3,088万6,120円となったところであり、支出については、代表取締役の役員報酬180万円のほか、職員3名の給与、手当、2名の賃金のほか、修繕費ではパークゴルフ場のスタート台マット9ホール分の入替え工事として50万5,000円、芝刈り機等作業機械の修繕費で約27万円、公園、野球場漏水修繕工事で約37万円、券売機修繕や軽トラックの修繕など約33万円、委託料では圧雪車点検委託料約87万円、リフト点検委託料23万円、電気保安委託料や浄化槽の管理委託料など182万3,000円などとなり、支出総額では2,884万5,643円となりました。営業利益は204万477円となったところであり、

一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料3,246万4,300円と雑収入として廃家電運搬券販売手数料2万8,600円を合わせた収入合計が3,249万2,900円であり、支出は、職員4名の給与、手当、1名の賃金のほか、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費等で3,149万8,263円となりました。特に今年度は修繕費でパッカー車の車検整備修繕費で約94万円、水処理施設の機械修繕で約82万円を支出しております。営業利益は99万4,637円となったところであり、

鍾乳洞ふれあい公園業務では、町からの指定管理料431万円で、支出についてはその多くが臨時職員2名の人件費で、そのほか光熱水費や燃料費、修繕費等で支出合計は399万7,630円となり、営業利益は31万2,370円となったところであり、

国保病院管理清掃業務は、町からの委託料収入で382万円となっており、支出は人件費が主なもので臨時職員2名の賃金等で382万円となり、営業利益はございません。

有害鳥獣処理施設業務は、町からの委託料収入で718万4,645円となり、支出につきましては職員1名の給与、手当で約307万円、臨時職員の賃金で約101万円のほか、施設光熱水費、燃料のほか菌床の管理委託料で収入と同額の718万4,645円で、営業利益はございません。今年度の処理頭数ですが、鹿の処理頭数は649頭、先ほど言いましたとおり、本来は650なのですが、1頭が回収不能ということであり、そのうち業務回収の頭数は353頭、ハンター自己回収分が296頭となっています。このほかアライグマ197頭、熊2頭、事故鹿25頭、一般狩猟29頭、キツネ、タヌキ等4頭となっております。

食堂業務は、振興公社の自主事業で、収入はスキー場ロッジ食堂売上げ212万5,340円と、事業収入として公園の遊具貸出料75万9,800円、ゴルフ練習場の球貸出料38万4,000円で114万3,800円となったところであり、このほか雑収入として自販機の売上手数料8万8,679円で、収入合計は335万7,819円となっております。支出では、パートの賃金、食材の商品仕入れ費などで支出合計が277万2,319円となり、58万5,500円の営業利益となったところであり、

以上の結果、営業損益は営業収益8,205万1,484円、事業費7,811万8,500円を差し引き、393万2,984円が営業利益となったところであります。営業外損益では、営業外収入として740円で、経常利益は393万3,724円となりました。特別損益はございません。経常利益から特別損益を差し引いた393万3,724円が税引き前当期利益となり、法人税、法人道民税及び事業税93万611円を差し引いた差引き当期純利益は300万3,113円となったところであります。

15ページをお開きください。剰余金の処分計算書でございますが、前期末の剰余金803万8,568円から当期処分剰余金となる役員退職引当金への積立て12万円を引きまして、当期純利益300万3,113円を加えた1,092万1,681円が後期繰越利益剰余金となったところであります。

16ページ、株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益300万3,113円を当期変動額として加え、当期末の純資産合計を2,365万1,681円としたところであります。

18ページから23ページまでが各事業における収支決算内容でありますので、御覧いただければと思います。

24ページには監査報告が添付されております。

25ページを御覧ください。第2号議案、剰余金の処分の件についてですが、1つとして繰越利益剰余金より役員退職引当金として積み立てることについて承認を求めるもので、減少する剰余金の項目及び金額は繰越利益剰余金12万円、増加する剰余金の項目及び金額、役員退職引当金12万円となっております。

2つ目として、繰越利益剰余金より建物機械等修繕引当金として積み立てることについて承認を求めるもので、現在使用している草刈り機等の故障により修繕すると数十万円単位で修理費がかかるため、そこに対処するために積み立てるもので、減少する剰余金の項目及び金額は繰越利益剰余金200万円、増加する剰余金の項目及び金額は建物機械等修繕引当金200万円となっております。

3つ目として、繰越利益剰余金として別途積立てとして積み立てることについて承認を求めるもので、公園内の電動遊具は開園当時からのものが多く、老朽化していることから入替えを視野に今回積み立てるもので、減少する剰余金の項目及び金額は繰越利益剰余金300万円、増加する剰余金の項目及び金額は別途積立金300万円となっているところであります。

26ページ、第3号議案、令和4年度事業予算の承認及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件については、28ページから33ページに登載された各事業の令和4年度予算を変更する場合、取締役の協議に一任することが承認をされていたところであります。

以上、簡単ではありますが、第27回定時株主総会で承認された有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきますが、出資法人としては経営上特に大きな問題とな

る点は認められませんでしたので、併せてご報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

#### ◎諮問第1号

○議長（村山義明君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

氏名、石井英正さんであります。

石井さんにつきましては、平成4年3月1日以降10期連続での委員として継続をされております。石井さんは、当町の出身者であり、僧侶として地域住民からの信望を厚く、また慕われていることはもちろん、当町における公職や各種要職にも多く携わっております。本委員における再任要件は75歳までとなっておりますので、最終の任期となることから、より意欲的な活動を進める決意を感じており、人権擁護委員として推薦するものであります。ご意見を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

#### ◎諮問第2号

○議長（村山義明君） 日程第10、諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

お名前は藤田淳磨さんであります。

藤田さんにつきましては、平成25年10月1日から3期連続で人権擁護委員を継続中であり、藤田さんも当町出身者であり、寺院の後継者として住職を務める一方、若くしてボランティアや福祉活動に活躍され、平成17年からは社会福祉協議会の事務局長を務められておられます。住民が安心して生活できるよう日夜奔走するとともに、温厚篤実、公平無私な人柄であり、広く信望を得ていることから、引き続き人権擁護委員として推薦するものであります。ご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件については、討論を省略いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を採決いたします。

本件は適任と答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と答申することに決しました。

#### ◎同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第11、同意第1号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第1号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

お名前は代蔵恵三さんであります。

代蔵さんにつきましては、これまで2期8年間、町の代表監査委員として務めていただいているところであります。また、南宗谷衛生施設組合の監査委員も1期4年間お務めになっておられます。また、令和3年10月には全国町村監査功労者として全国町村監査委員協議会から表彰も受けられておられます。現在廃業いたしましたけれども、長く酪農経営に携われてきたご経歴をお持ちであります。代蔵さんにつきましては、監査委員として

これまで担っていただいているところでありまして、重ねてご同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。同意第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第1号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

#### ◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第12、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和4年第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました1点の項目、デジタルディバイド、情報格差解消への取組について質問をさせていただきます。私もデジタルにはまだまだ分からないところがいっぱいですが、今日は行政側の誠意あるご答弁と町民目線での真摯な議論を求めていきたいと思っております。

近年多くの民間企業でデジタル活用によるDX、デジタルトランスフォーメーションが急速に進んでいます。一方で2021年9月1日にデジタル庁が発足し、それから自治体のデジタル活用及び自治体DXの取組を推進する動きが全国に活発化しています。しかし、町民の中でも携帯、スマホ、タブレット等モバイル機器を所持して適宜に情報収集をされ

ている方もいらっしゃいますが、これらモバイル機器を持たない方や持っていても十分に操作できない方については、既にデジタルディバイド、情報格差が発生しているのではないかと想像されます。そこで、町の現状認識と情報格差解消への今後の対処方針と具体的な取組について伺います。

質問要旨の中のDX、デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を用いることで生活やビジネスが変容していくことであります。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員のデジタルディバイド解消への取組についてのご質問にお答えしたいと思います。

デジタル化は、国家戦略としても重要な位置づけであり、本町としてもそれに対応した施策を講じていくことが求められているとともに、これによる格差が生じないための努力も求められるというふうに認識をしております。遅れていた全町のブロードバンド環境整備も昨年度で完了して今年度から供用が始まり、地域間格差の解消が図られる見通しであります。学校でもGIGAスクール構想に基づく教育環境整備を進めてきています。町内におけるデジタル化の推進は必須の課題であり、町としても行政のデジタル化、町内におけるデジタル化への環境づくりを進めていかなければならないと考えています。

しかし、モバイル機器を持たない方や持っていても十分に操作できない方もいることは確かで、令和元年度には職員研修の一環で行った事業の中で高齢者のスマホ活用とつながりづくりについて検討した経緯もあります。この時点で聞き取りした町内の70代、80代70名の方のスマホ保有率は、全国のそれを大きく下回ってしまいました。スマホ教室も1度行われていますが、コロナの影響もあり、途絶えたままとなっています。今後は改めて高齢者等の現状を踏まえた上で、必要な対策を講じていけるよう検討を進めていきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

我が国は、2007年に65歳以上の高齢者人口が21%を超え、国連が定義している超高齢化社会に突入しました。総務省の統計では、2021年度にはその割合は29.1%となっており、今や日本人の4人に1人以上が高齢者という時代を迎えています。2020年12月25日に内閣決定したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により一人一人のニーズに合わせたサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されています。

また、内閣府が2020年に実施した情報通信機器の利活用調査によると、スマートフォンやタブレットの利用状況については、全体ではよく利用している、または時々利用し

ているという、回答の合計は77.8%であった。年齢別で見ると、18歳から19歳では98.7%と利用率がほぼ100%に近いのに対し、年齢が上がるにつれて利用率は低下し、60歳から69歳では73.4%、70歳以上では僅か40.8%にとどまっています。このように高齢者はスマートフォンやタブレットの利用率が低く、特に70歳以上の高齢者の利用率が低くなっており、情報通信機器の利用状況には世代間格差が見られているのが現状であります。

さらに、スマートフォンやタブレットをほとんど利用していない、または利用していないと回答した方に対し利用していない理由について尋ねたところ、70歳以上においては自分の生活には必要ないと思っているからが52.3%、どのように使えばよいか分からないが42.4%、必要があれば家族に任せればよいと思っているが39.7%の順に多く続いて、情報漏えいや詐欺被害等のトラブルに遭うのではないかとといった不安も23.2%、購入や利用に係る料金が高いと感じているからが16.6%と多かった。このようにスマートフォンやタブレットに対する必要性を感じておらず、また操作方法が分からない、必要であれば他人に任せればよいと考えている高齢者が一定数存在しているのが現状であります。私は、デジタルを必要ないと遠ざけるデジタル拒絶層を動かさなければ、真にこの社会課題の解決にはならないと思います。高齢者をはじめとするデジタル拒絶層には様々な考え方が存在すると思われれます。それぞれの方々の拒絶する理由を見極め、その拒絶感を取り除いていくことが最も大きな課題だと思えます。

そこで、ご答弁の中から何点かお伺いしたいと思います。学校でもGIGAスクールに基づく教育環境整備を進めてきているようですが、GIGAスクール構想の実現で連絡事項や授業の内容、アンケートの回答、テストの返却、提出物の進捗状況など必要に応じて様々な情報をデータでやり取りできるようになり、従来のように口頭やプリントなどでのやり取りよりも確実で、履歴が残るため管理がしやすくなりますし、集計なども簡単に行えるようになります。しかし、学習ツールがこれまでのようなノートと鉛筆からパソコンやタブレットに変わることで、手書きで文字や絵を描く機会が減ることから、手書き学習によるメリットが得られなくなるという危惧があります。手書きには何度も繰り返し書くことで記憶に残ることや要約力、理解力などの向上が学習効果として期待できます。また、鉛筆、筆記具を使って書くことは、脳の活性化にも役立つと言われていています。手書きの機会が完全に失われるわけではないでしょうが、大きく減ることが想定され、これらの効果があまり得られなくなる可能性があります。

また、GIGAスクール構想の推進以前から子供たちのSNSによるいじめや性犯罪被害、スマホ依存症といったトラブルが表出しになっています。GIGAスクール構想によって学校にいる間もデジタル機器やインターネットに接することになることから、こうしたトラブルのリスクが上がるのではないかと不安もあります。町の考え方を伺います。

2点目として、町の人口も既に1,600人を割り、町民の約4割ぐらいが65歳以上

の高齢者の方が占めているのが本町の現状です。そこで、本町における行政サービスに関する情報は、月1回の町の広報紙をはじめとして、近年インターネットなどを通じて多くの情報が提供されていますが、随時に表示、送信される即応性の高い情報や緊急かつ重要な情報の提供に関し、特に年配の方への情報提供の在り方の検討が必要ではないかと考えます。ご答弁要旨の中で、行政のデジタル化、町内におけるデジタル化への環境づくりを進めていくようですが、今後行政としてどのようなことをデジタル化していく考えがあるのか、具体的な計画内容とそれに対しての高齢者への対応をどのように考えているのか伺います。

3点目として、スマホ教室も1度行われていたようですが、私は新型コロナウイルスの影響でオンラインサービスが拡大する中、スマホ教室などを通じて高齢者の情報格差の解消を図ることと高齢者の生活の利便性を高めるだけでなく、参加者の交流が生まれ、地域社会からの孤立を防ぐ効果も期待されると思います。宗谷管内でも新型コロナウイルス感染症が大分少なくなってきましたので、ぜひ続行していただきたい事業だと思えますが、町の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） ただいまの再質問1点目のG I G Aスクールに関わってお話をさせていただきます。

G I G Aスクール構想の進展によって現在全生徒、それから全児童に対するタブレットの配付が終わっており、コロナによる休校のときにも全て持ち帰って家庭での学習を継続するということまで至っています。これは、小学校1年生から活用できるようになっています。したがって、子供たちのタブレット等に対する抵抗感は非常に下がってきているなという印象を持っているところです。

ただ、文部科学省のほうからは、タブレットを使うか、それとも黒板を使うかという二者択一ではなくて、両面のよさを活用して適宜授業を進めるようにという指導が行われており、一足飛びに文字を書かなくなる、手書きがなくなるということは想定はしておりません。もちろん手書きによるよさはあるところではあるのですが、現在授業の目指すところが知識や理解を重視するのではなくて、得た情報をどのように消化して応用していくかという表現のほうに重点が移ってきています。したがって、タブレット等で得たたくさん情報をどのように活用していくかというふうな学力観も変わってきていますので、その辺りを重視した活用になっていくかと思っております。

またあわせて、スマホの依存症だとかSNSによるトラブルについてもご発言がありましたけれども、学校ではそれらについてのマナーや指導については毎年必ず行っているのですが、むしろそれらをくぐっていないある程度親の世代、大人のほうがそちらのマナー等について課題があって、様々なSNSでのトラブルというのが持ち込まれているという状況があるところです。したがって、子供たちだけではなくて、大人に対してもそのような指導というか、マナー啓発の機会が必要かと考えているところです。

あわせて、スマホ教室についてもちょっと関わっているところがございまして、お話ししたいと思いますが、現在毎月1度、高齢者を対象にパソコン教室を開いております。3名から4名くらいの参加なのですけれども、多くは文字入力の練習をしているのですけれども、一部スマホの扱い方についても教えてくれないかという要望もありますので、その辺りも要望を酌みながら、町民センター、Wi-Fiも整いましたので、そういうような活用についても今後広げていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） DX推進について現在どこまで進んでいるかというところを報告させていただきたいと思います。

DX推進につきましては、現在のところ国の指針であります基幹系17業務及び26の手続についてオンライン化をしていくというところをはっきりしているところで、あとDXの町として何をやっていくのだというところは、去年の11月に推進委員会を立ち上げて、その中でどういうふうにしていくのだというところを検討する予定としています。中身的には本年度若手を中心にして研修会を実施しまして、その中で中頓別町として何をデジタル化していけばいいのだというところを話し合いをし、進めていこうという考えを持っております。現在のところ進んでいる状況はそのぐらいです。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 私のほうからは、スマホ教室に関しての答弁を一部させていただきます。

答弁書の中で答弁させていただいている部分になりますけれども、平成29年度から実施いたしました役場の若手職員の研修の一環として実施した人財塾というものがございしましたが、その中の平成30年の成果として、職員のほうから提言をされたものの一つとしてスマホ教室の実施というものがあつたというものでございます。これを踏まえまして、その翌年に1度スマホ教室ということで実際に実施をしたという経緯でございますが、その後コロナの状況もありまして、実施できていないというような状況となっております。

今後につきましては、コロナの状況も踏まえましてということになりますけれども、主体的なところは保健福祉課のほうで対応することになりますので、そちらと連携しながら、必要性については十分理解しておりますので、前向きに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

GIGAスクール構想についてもう少し相座教育長にお伺いしたいです。昨日6月6日月曜日の読売新聞を見まして、その調査で2020年度以降全国の小中学校に1人1台配備された学習用端末を使ったいじめが全国の主要109自治体のうち、少なくとも25自治体で47件あつたことが分かつたそうです。ほかの児童のIDやパスワードを勝手に使

用する不正アクセスも23自治体で36件に上り、学校は端末の不適切な利用に苦労しているそうです。調査は、2月から4月の政令市、都府県庁所在地、中核市、東京23区の計109自治体を対象にインターネットで実施、97自治体が回答、回収率は89%であったそうです。まず、1つ、学習用端末導入後、その機能を使ってのいじめがあったかとの質問には、東京都、大阪府、愛知県、埼玉県など12都道府県の25自治体があったと答え、47件が確認されました。そのうち関西の中学校では、生徒3人が文書共有ソフトを担任に見られない設定にして、別の生徒の悪口を書き込んだ例もあったそうです。また、児童生徒が他の子供からの端末にログインするなどの不正アクセスはあったかとの問いには、東京都、大阪府、福岡県など計10都道府県の23自治体があったと回答、東京都内の小学校では児童1人が友人のIDパスワードを盗み見て、友人に成り済まして端末に入り、授業用ワークシートに排せつ物の絵を描いた事例もあったそうです。教員より子供のほうが端末の機能やソフトの知識が豊富など対策の難しさを指摘する声もありますが、このような結果を踏まえて、学習端末の使い方について相座教育長は今後どのように考えておられるのか伺います。

また、デジタル化の推進にスマホの活用は欠かせません。高齢者がスマホを使えるようになるにはスマホ教室は重要な存在でありますので、より充実したスマホ教室の続行を私をお願いします。私は、デジタルディバイド、情報格差を解消するため、高齢者がスマートフォンを購入する際、町が独自に費用を助成する制度を考えてもらえないのか伺います。高齢化率が高まる中、購入を後押しすることで行政、災害情報などの迅速な伝達や行政の効率化、情報格差は正につながると考えます。スマホを初めて購入する65歳以上の町民に費用の一部を補助し、町が指定した店で購入した人に約2万円ぐらいを上限に補助しまして、購入後はアプリのインストール方法といった基本的な操作などをスマホ教室で受けることを条件にしたらどうでしょうか。

また、今日少子高齢化社会の到来、産業、経済の構造的変化、雇用の多様化、流動化等が進む中、就職、進学を問わず子供たちの進路をめぐる環境は大きく変化しています。このような中で、子供たちが生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなくそれぞれが対応し、社会人、職業人として自立に必要な能力を育む中学生のキャリア教育の一環として、中学生にスマホ教室の講師をお願いすることも私は中頓別町の子供たちと大人の触れ合いの絆にもなるのではないかと思います。町の考え方をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） ただいまのご質問に回答いたします。

まず、1人1台タブレット時代を迎えて、それによるタブレットを使いたいじめの存在についてであります。中頓別町、幸いなことに子供の数が少ないために、何かあったときは誰がどこでというのが非常につかみやすい状況があるので、分からないところで秘密裏にということは、かなり危険性はそれは少ないなという状況があるかと思います。ただ、むしろ気をつけたいのは、子供たちの持っているゲームがゲーム自体でメールができたり

する状況になっていますので、大人が把握できないところでのそういった行為が生まれることが予想されます。そういったデジタル機器を使ったマナー講座等も大変大事なのですが、一方で一人一人の人間を大事にするという人権の考え方をぜひ学校でも強く指導して、いじめのない学校、いじめのない社会に結びつけられるようにしていきたいなというふうに思っているところです。それらについては、学校とも連携を取ってぜひ進めていきたいと思っているところです。

またあわせて、中学生等にスマホの講師をとというお話もありましたけれども、それらも学校と協議しまして、可能であれば実現できればなと思っておりますけれども、中学生に限らず高校生なんかもそういうような形でまちづくりに参加してもらえればうれしいなと思っております。各学校とも協議しながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） デジタル化の進捗に伴って懸念される1つは、経済力の格差がそのままデジタルリテラシーの格差というか、そういうことにつながっているということもあるというふうに認識をしております。スマホに関しては、購入だけではなくて、その後の通信費もやっぱり大きな負担になっていくというところがあるというふうに思います。購入を助成する考え方がいいのか、その他の方法でそういうデジタル化された情報とかデバイスにアクセスできるような仕組みを考えるのか、いろんな方法があるというふうに思います。どのような形でより多くの町民がデジタル化の恩恵を受けられるような地域にしていけるかというような視点で考えていきたいというふうに思います。

あわせて、今中学生の講師の話がありましたけれども、国もデジタル化の支援推進事業ということで、地域の中で高いリテラシーを持っている方が高齢者などデジタル化のまだ遅れている方たちに支援していこうというような事業も展開しておりますので、そういった事業の活用も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは最後に、ご答弁は要りませんが、デジタル化が進めば自宅にいながらスマホやパソコンで様々な行政手続やネット通販などのサービスを利用できるようになりますが、現状のままでは多くの高齢者が恩恵を受けられない可能性があります。若い世代が高齢者に教えたり、高齢者が気軽に相談したり、教え合える場を提供するなど、私は町民運動として取り組むことも重要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号2、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 東海林です。今回2点のことについて質問させていただきます。

まず、1点目ですが、一般質問に対する検討の結果について伺いたいと思っております。まず、3月議会第1回定例会における私の一般質問は3項目ございました。町危険廃屋解体撤去

助成条例の見直し、2点目は町の除排雪に関する件、3点目は高齢者、障がい者に対する介護サポートについての件、それぞれ積極的に検討するとした答弁でした。令和4年度に入りまして三月目を迎えました。検討事項が相当具体化され、実現化されているだろうと期待していますが、どのようになりましたか、まず1点伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員の一般質問に対する検討の結果についてご答弁を申し上げたいと思います。

1点目、中頓別町危険廃屋解体撤去助成条例についてでありますけれども、現在解体に係る費用の精査により見直しする限度額について検討を進めているところであります。助成制度が利用しやすいものとなるよう実態に合わせた助成額の見直しを実施し、4月に遡って引上げできるよう9月には条例改正を提案したいと考えています。

2点目の町の除排雪に関してでありますけれども、町道の除排雪が終わった後に雪を捨てることや他人の敷地に無断で雪を捨てる行為に対して町の罰則規定を定めるところまでは考えておりませんが、道路に関する法令等に基づき対処していく考えであり、歩行者に危険が及ぶことや通行に支障がないよう事後の対応だけでなく、そういった行為をしないよう降雪時期が近づきましたら事前に注意喚起し、関係機関との連携により対応していきたいというふうに考えております。

3点目、高齢者、障がい者に対する介護サポートについてでありますけれども、地域生活サポート事業として実施要綱を作成し、本年4月より本格運用開始のお知らせを町広報にて住民周知しております。これまで依頼会員は3名の登録があり、そのうち2名からの依頼に対して対応したところであります。1件目の依頼では、その時点で提供会員の登録がなかったため行政の職員のほうで対応しておりますけれども、2件目の依頼については提供会員1名の登録がありましたので、提供会員が対応しているというところであります。

5月末現在においては、依頼会員3名、提供会員1名とまだまだ少ない状況ではあります。担当職員及び保健師の訪問を通して情報収集するとともに、本事業の活用につながるように周知を図っていきます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） それでは、再質問させていただきます。

どれも積極的に取り組んでいただいているという姿勢は評価できると思っておりますが、もう少し突っ込んだことについて伺いたいと思います。まず、廃屋の解体関係ですけれども、見直しの視点が実勢価格を考慮したものでなければならないこと、この実勢価格、町の除雪管理棟の解体において1平米3万9,000円という積算基礎を前回の答弁でいただいております。詳しく申し上げますと、大体町民が解体しようとする住宅の平均坪数でいきますと30坪前後、100平米程度だと思います。そうすると、町の積算でいうと町民は390万円程度の予算を立てて解体することになるわけです。ただ、これは町に対する実勢単価と民間に対する実勢単価については若干の開きがあって、民間はある程度安く

してくれているという実態もあります。そういう意味では、町の単価が公正であるという考え方からすれば、業者の皆さん、民間の人たちに対しては非常に歩み寄った単価でやってくれているので、390万円を30坪程度の家屋にかける人はいないです。大体200万円から250万円ぐらいでしょう。そういう実勢単価を考えても、上限100万円とした50万円助成というのはいかにも低い。実勢に合わないと言っていいと思うのです。ですから、そのぐらいの基準を考えているのか。もう少し数字的に検討の具体的な内容についてできれば伺いたい。私の希望としては、そういった状況を鑑みて大体今の50万円の倍額、上限を100万円ぐらいにして助成していただけるようにしていただきたいと思っておりますが、大まかでいいですから、ご返答できるところだけおっしゃってください。

それと、2点目の町道の除排雪であります。ぜひ町長、お互いに除雪の問題については牽制し合ったり、陰口をたたいたりする嫌な側面が随所で見られることがありますので、町としても適切に監視体制をきちっとして、悪い面があったときには即座に注意を与えるようなことぐらいはしていただいたほうがいいと思います。

それで、私がここで申し上げたかったのはもう一点あったわけで、それは千歳市においては高齢者、それから障がい者に対して、はっきり言うと無償で家の前を除雪してくれているのです。ですから、千歳市のこれは社会福祉協議会を通じたものでありますけれども、そういう制度もやっていますよ、検討してくださいと言ったはずですが。これ検討しているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。そのほかの町の答弁は誠に結構だと思っております。

3点目の高齢者、障がい者に対する介護サポートについて、私は非常に恥ずかしかったのですが、これが4月の時点で町の広報紙とは別に配られていたということですが、見ていませんでした、残念ながら。こんなことはないのですけれども、やっぱりそういう見落としがあるわけです。実態をいろいろ調べさせていただきましたら、町長が言っているように依頼会員が3名、これにサポートする人が1名ということで誠に少ないです。こんなことはあるはずがないのです。これの対象者になる者の人数なんてたかが知れています。100名とかそんなにいるわけないのです。せいぜい二、三十、その中で本当に必要としているのは10名程度でしょう。そのぐらいであの数であれば町のほうでピックアップできるでしょう、対象者、この人ならという。そういうところへ出向いて、新しい制度なのだから、出向いてでも勧誘するとか、そうすべきではないですか。せっかくのいい町の思いやりの制度が出来上がっても、利用する人がいないのだったら仕方ないでしょう。私は、利用する人がいると思ったからお願いしたのであって、だからその対象となる人の把握、それらに対する広報の仕方、そういったものをもう少し緻密に考えていただければと思うのですが。

実は、昨日私慌てて登録させていただきました。だから、4名になったと思うのです。分かればすぐしたいものです、こんなものは、内容的に分かれば。その辺担当者のもう一つの熱意を感じさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 後から担当のほうから補足があるかもしれませんが、私のほうでちょっとご答弁申し上げたいと思います。

まず、解体の撤去助成に関しては、3月にご質問いただいたときに時間もあまりなかったので、おおむね実勢としてこれぐらい解体の費用が上がっているのではないかというようなことでご答弁させていただいているところがありましたけれども、実際その後建設課のほうでもこれまで、特に去年とかに解体されたところの費用をいろいろ細かく分析をしたら、結構ばらつきが大きいのです。上がっているところは大きく上がっていたり、そうでないところはそんなに変わっていなかったりとかというようなこともあったので、当初はこの6月にもというふうにも考えたのですけれども、もう少ししっかり精査して検討したほうがいかなというところもあって、9月をめどにということさせていただきました。

100万円というお話がありましたけれども、2通り考える必要があるのかなと思ったのです。というのは、これまで廃屋の処理が必要な状況にあって、早い段階でそれに対処していただいた方たちが50万円の助成でやってきて、その後長く時間を経過した後解体するといったときに負担が少なくなるというようなことでは、先にやっていただいた方たちとの公平性もあるのかなというふうにも思います。一方で新たに利用ができなくなったというような後に関しては、やっぱり配慮も十分に必要のかなというふうなこともあるのではないかというふうなことも一つの視点として考えています。あと、一律幾らという考え方がいいのか、内訳を精査した上で積み上げて幾らとしたほうがいいのか、そういったことも含めた検討になろうかと思います。もう少しお時間をいただければと思います。なかなか100万円という数字は厳しいかなと思いますけれども、何らかの引上げは行っていきたいというふうに思います。

それと、玄関前の除雪等の支援、除雪に関する部分でありますけれども、例年玄関前とかは比較的やってきていると思うのですけれども、屋根とかベランダとかの課題もあって、どういったサポートがいいのかということを検討してもらっているのですけれども、やっていただく方たちのほうの課題とかというようなこともあったりして、なかなか進んでこなかったのが現状だと思います。今年につきましては、早い段階からその点についての検討をするようにということで指示をしておりますので、どういう形になるかまだ協議されていませんけれども、特に高齢者の方たちの除排雪が負担が軽くなるような、そんな対応について検討してまいりたいというふうに思います。

それと、最後の生活サポート事業についてでありますけれども、これは東海林議員におっしゃっていただいたような対応をやっているのです。高齢者の方たちの必要とされるのではないかなというふうな方たちのところを訪問したり、あるいは提供会員になっていただけるのではないかなという方たちともいろいろ話をしたりとか、そういう中で担当の思いとしては住民との手作りでお互い支え合うような、そんな仕組みをぜひつくっていき

いというような思いもあって、その辺少なくとも私の認識では、全対象ではないかもしれませんが、一定程度高齢者のお宅や提供会員となっただけのような方たちのお宅を回ったり、意見を聞きながらこれまで進めてきているということについては報告をさせていただきますというふうに思います。

ただ、結果として提供会員、依頼会員もそう多くないというところは、なぜこうなっているかとかということも含めて改めて検討した上で、無理くりに使ってという話ではないと思うので、実際に困っている人たちのその困り感に手が届くような、そんなサポートの仕組みになるよう、さらに取組を加速してもらうようにしていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再々質問にちょっとだけ入らせていただきます。

まず、廃屋解体についての町長の考え方はもっともだと思うのです。私も疑問に思うのは、200万円かかる家と400万円かかる家が上限があくまでも50万円という形のものが適切だとは思えないのです。逆にそうではなくてかかる費用の何%とやってほうが公平感はあると思います。そんなことも含めて、少なくとも現状の内容が実勢価格と合わないという実態はお分かりだと思うので、その辺についてはまだまだご検討いただきながら、早めに決定していただければと思います。これは特にご答弁は結構です。

それから、除雪については、私はこの雪国を生きるために高齢者、それから障がい者の皆さんを助けてやるというのは本当に大事なことだと思うのです。大した雪も降らない千歳市でさえ、高齢者の全世帯、障がい者の全世帯を地域との協働をしながら、これを無償でやっているのです。だから、その実態ぐらい調べてくださいよと言ったはずだ。だから、その辺は調べてください。

それと、3番目の生活サポート事業ですが、町長は大分対象者とも話し合っているような、訪問しているような話ですけれども、少なくとも高齢者であり、障がい者である私のところには誰も来てくれません。それと、これがこういうふうに決まったというときも何も言ってくれなかった。私が最後に町長に言いたかったのは、以前にも言っているのだけれども、議員が最高の機関である議会の一般質問の中で、町側がそれはできないと即座に否定したものはともかく、少なくとも検討すると言った以上はどこかでその検討結果を報告しなければならない義務があるでしょう。そこで、こんな私の今の質問のような形を取らなくてもいいように、これから町長の一般行政報告の中で、印刷物の行政報告はともかくとして、検討した結果誰々の前回の質問に対してはこういう経過でありますとか、こういう結果でありますとかというのを議会ごとにやったらいかがですか。そうでないと、議員はどんなふうになったか分からないところがたくさんあるのです。ですから、ぜひ町長の一般行政報告の中で書面とは別に、各担当課長から結構ですから、誰々の質問の検討結果はこうなりましたという時間を設けていただければ非常に議員として納得できるものがあるのではないかと思います。ここの最後のところだけお答えいただきたい。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的にご質問いただいたことに関して放っておいているというつもりはないのですが、各議会であった一般質問等々に関してどういう経過をたどっているかというようなことについて整理をして情報提供するということについて内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 2問目の義務教育学校中頓別学園の理念について伺います。

文部科学省の新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業に全国2か所のモデルとして本町が採択されたことは快挙であり、担当した皆様の努力に敬意を表します。この件については、本町が義務教育学校への移行を検討している段階であったこととタイミングが合い、よい成果が期待できます。そこで、次の点について質問いたします。

まず、1点目は、本件の企画提案の代表者は中頓別町長であります。内容の実務担当は教育行政の範疇であります。学校の設置者であり、町の教育に関しての最高責任者は町理事者にあります。とかくこのような件について、代表者は町長としても教育委員会にお任せの例はよくあることです。ただ、この件についてはそのようなことではなりません。理事者としての理念と覚悟について伺います。と申しますのは、審査結果の評価点の中で学校設置者等が主体となり、関係者との連携を十分に図りながら事業の検討を進める体制を有していることが10点満点のうち本町は9.2で、他の項目より非常に高く評価されているというこの現実があることを前提にして伺います。

第2点には、文科省のモデル審査結果の評価点、これは満点が61.5なのです。当町は52点であり、評価内容に具体的事項は記述されていませんが、私なりに本町が採択された重要な点が次にあると思います。1つは、義務教育学校にこども園を位置づけたこと、もう一点はコミュニティスクールの発想が根づいていることと考えましたが、この点教育長の考えを伺いたいと思っております。

3点、この件は学校教育を主体としているものですが、運営には地域性を重視しており、施設的には社会教育施設との連携も重視されています。しかし、事業体制、中頓別学園設置協議会のメンバーにPTAを除き社会教育関係者はおりません。社会教育専門職等を配置しながら、ここに社会教育関係者がいないのはどのような考え方からでしょうか。伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点目について私のほうからお答えをしたいと思います。

子供本位で未来を見据えた新しい学校づくりに取り組むため、総合教育会議の場を含め私の思いを伝えつつ、ここまで長い時間をかけて田邊前教育長、相座現教育長をはじめ教育関係者と共に考えてきたところであり、幼小中一貫教育を核とする中頓別学園の構想は、そうした議論を土台に昨年行った町民ワークショップで出していただいた意見、アイデアを加え、全世代型の学びと交流の場をつくろうとするものです。少子高齢化が進む

中、人生100年時代を生きていく子供たちが未来に夢と希望を持って、様々な困難を超えてしなやかに生き抜いていくための力を育めるよう構想実現に向けて町長として全力で取り組んでいく覚悟であります。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） 私のほうから2点目についてご答弁申し上げます。

文部科学省では、1人1台端末環境や少人数学級の実現等により学びの在り方が大きく変わる中、肌着までもインターネットにつながり、体調管理を行う時代が10年、20年後には訪れると言われているように、急激な社会変化を迎えることが予想されます。そうした背景を踏まえ、学校教育の一層の質的向上のためには授業や行事などの教育内容の小学校と中学校の接続を強め、教育効果を高める必要があります。

本町では、中学校の建て替えを機に義務教育学校中頓別学園とすることでこれを実現しようとしています。その特徴は、ご質問にもあるとおり、義務教育学校にこども園を位置づけたことにあります。現在幼児教育は、厚生労働省管轄の保育所と文部科学省管轄の幼稚園に分かれております。幼保一元化が図られていますが、実態としては各園の独自性によりほかの園と教育内容の連携は薄いと言わざるを得ず、小学校へ入学した時点ではそれまで各幼児教育施設で蓄積した能力がばらばらなために、学校としては一からスタートせざるを得ないのが実態です。本町では、こども園、小学校、中学校が1つずつという環境を優位に生かして一貫した教育が可能であると捉えたもので、小学校と中学校のみの接続だけでなく、乳児から一貫した教育方針と福祉の連携で、少なくとも中学卒業までの成長についてこの事業応募によって町が支援していく姿勢を明確に示したものです。今回応募した事業を審査した委員の方々から非常にチャレンジングで夢がある、幼小中一貫教育の推進及び乳児から老人まで多くの住民が集う地域コミュニティーの新たな生涯教育のモデルに資する取組として期待できると評価いただいたところです。

既存の公共施設の有効な利活用と改修により、学校という教育施設に地域コミュニティーとしての機能を持たせることを考えております。施設を造ったが、有効な活用がされずに空き部屋ばかりが目立つという状況にしないためには、施設運営について学校と地域をつなぐコーディネーターが必要になると考えております。その役割を果たすのが学校運営協議会と地学協働本部、現在では学校支援地域本部というふうの中頓別町では名称が指定されていますが、この事業だと考えております。学校運営について学校と地域が共同で協議する学校運営協議会と地域と学校の要望や支援を整理していく地学協働本部事業をより有効に結びつけ、地域と学校が一体となって学校を運営するコミュニティスクールの本旨をより具体化していく必要があると考えております。

3点目の質問にお答えしますが、今回の申請は公募から締切りまで実質2週間程度と短かったことから、まず応募し、内容の修正を加えて再申請の予定でいました。再申請については、文部科学省に直接照会したところ最初の応募で応募要件は満たしているの、再申請の必要はないとのことで、内容吟味の不十分さを一部残したままの計画となってしま

っております。設置協議会のメンバー構成については、人数制限があるのか、本町の考え方に基づき考えてよいのか不明なままの申請だったためにメンバー構成に不十分な点がありました。社会教育主事を加えなかったのは、積極的な意味合いがあるわけではなくて、先行事例を参考に協議会の規模を先に決めたという結果であります。今般文部科学省に出向き、担当者と直接打ち合わせた上で、必要最小限のメンバー構成以外は現地に任せられるということを確認できたので、生涯教育施設の機能も有する学校建設にするため、社会教育主事及びICT専門家を新たにメンバーに加えた形で委嘱に向けて動く予定であります。以上でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、この事業に対する町長の本気度を聞かせていただきました。私も長い町職員の経験からして、何かと何かの事業では町長を代表者にするけれども、実際は担当課、所管する者がその気になってやっているだけで、町長はおまえたちに任せろぐらいのつものものが結構多かったわけです。だから、ちょっと本気度を聞いたかっただけで、小林町長のやる気は十分分かりました。町長がいつもバックについているのだということで、教育長に全てを任せて応援してあげてください。よろしくお願いします。

それから、2点目について、私の意見に迎合してくれたわけではないでしょうけれども、教育長の理念にもこども園を一体化した、位置づけたということ、それから地域コミュニティー、それとコミュニティスクールの発想をやはり大事にしたという点、これはお互いに共通理解ができたなと思っております。私もそういった観点ではこういう立場、自治会の役員としての立場からも応援したいと思っております。よろしくお願いします。これも再質問にはなりません。評価でありました。

さて、3番目なのですけれども、教育長、私はかつて自分が社会教育主事だったから言うわけではないのですけれども、常に教育の場面では学校教育と社会教育は教育の共同車輪、両輪のごとしと言っていたのです、昔から。学校教育と社会教育は車の両輪のごとし。ただ、私は、昔からうまいこと言っただけで学校教育が先行しているのではないかと。両輪はあるけれども、直径が違ったらぐるぐる回って前へ進まないのです。それから、自転車の前後の輪にしても必ず前の輪が学校教育で、後が社会教育でついてくるような状況。これを両輪のごとしとは言わないのです。

そこで、昔とは環境は随分変わりましたが、今は本当にそういう意味では社会教育が遅れただけ重要視されています。はっきり言って遅れました、今。それだけに重要視されるだけに、新しい学校づくりを目指したときに地域の方や地域の考え方をうまく活用して、そこにコミュニティスクールの理念があるわけで、かつて1960年代にコミュニティスクールの発想が出たのです。そのときにまさしくできたのが中頓別町農業高等学校。これを普通科の高等学校から農業科もつくったそのときには本当に地域と一体、地域の農家と一体になってやらないと、この農業高等学校は持っていけないぞと、こういう話で、

本当の意味のコミュニティスクールというのは当時の農業高等学校に実現された時代がありました。残念ながら廃校になりましたけれども、そういう意味ではいかに学校の運営にある程度の関わりを一般住民が持つということ、それから学校を応援するという理念が常に地域住民が持っているということがコミュニティスクールの理念でありますから、どうかこの点についても社会教育との関わりを十分に持っていくべき。

P T A以外という言い方を私はわざとしたのです。P T Aは、まだ学校教育、学校組織の一部だと思っている人が大部分なのです。P T Aというのはどんな団体なのかというのは、これはアメリカから押しつけられたからとかいいながら、本当にまだ学校の組織の一部だと思っているのですが、あれはもともとペアレント、ティーチャーのアソシエーション、言うなれば父母と先生たちの自主的な団体なわけです。自主的な団体です。それは、まさしく領域的にいえば社会教育団体なのです。そういう意味からしても、あえて私はP T A以外はないと言って、P T Aをいかにも社会教育団体と言おうとしたのだけれども、その辺の私のずるい意図というか何とかを紹介しながら、私は社会教育主事だけが専門職とは思っていませんので、社会教育委員も含めて、そういった方々についてもどうぞ大事にしていただきたいし、本当に施設的に社会教育を運営していく方、それから社会教育団体のリーダー、例えば郷土資料館なら学芸員とか、そういった人がいたらぜひそういう人たちも含めてメンバーにしたほうがいいのではないかと考えて申し上げました。ご理解いただけるかどうか、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） 貴重なご提言ありがとうございました。私が現在考えていますのは、東海林議員がおっしゃっているとおり、学校教育と社会教育、これを融合させた形で学校が運営されなければならないというふうに思っております。実態としては、学校は学校、社会教育は教育委員会というようなすみ分けになってしまっている実態があると思うのですが、それを一体化して、社会教育も含めて、ここにもありますとおり乳児から老人まで学べる場所としての学校というふうになれるように学校運営協議会や地学協働本部の事業をうまく機能させて、鉛筆を持って勉強するところだけではなくて、学校の先生も社会教育の先生になってほしいと思っていますし、地域の方も学校の授業の先生にもなってほしいと思っていますし、そこから新たな交流が生まれるような学校を目指していきたいと思っておりますので、今後ともご支援と、それからご助言をいただければと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 終わりますが、教育長が今最後におっしゃったような形、かつて私が社会教育主事時代の私の応援者は全て校長先生以下教員の皆さんでした。それはそれで本当に今求められる格好の姿だったと思い出しましたので、今後とも先生の理念を生かされますようお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号3、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受付番号3番、高橋です。私は1点だけ、コモンズ形成事業について伺いたします。

今年度の町長の執行方針の中でコモンズ形成事業について述べられていますので、次の点について伺います。1つ、一般の町民にとっては耳慣れない言葉でもあり、町民に説明するとしたらどのように言えばいいのかお教えいただきたい。

2点目は、今回の議案にもコモンズ形成の予算が組まれています。この施設の運営についてどのような形を考えているのかお尋ねをいたします。

3点目に、今後も似たようなケースが考えられると思いますが、コモンズ形成の観点からの取組をしようとしているのか伺いたしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員のコモンズ形成事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、コモンズ形成を日本語で説明するとしたら共助の仕組みづくりとなります。コモンズ形成事業とした名称の意図は、イギリスにおいて住民による自治的に共同牧草地を管理する制度から発した名称がコモンズであり、この共助の仕組みづくりの先駆けた取組を参考にし、さらに本町ならではの共助の仕組みづくりを目指したいと考えたところであります。事業名をあえてコモンズ形成とすることで、共助の仕組みづくりに一人でも多くの町民に関心を持ってもらえたらというふうに考えています。

2点目でありますけれども、令和4年度から町内の共助の仕組みを考えるためのコモンズ形成に関して関係してもらうことを想定している福祉団体、NPO、第8期総合計画7つのアクション、さらに子育てに頑張る女性や高齢者など、多岐にわたる町民の皆さんと市街地のよりどころづくりとして試行的な利用期間の中で意見交換を重ねて、近い将来の本格運用を目指していければというふうに考えているところであります。

3点目でありますけれども、現時点における空き店舗を活用した次の予定はありませんが、今回の空き店舗の活用が課題となっている中心市街地にあることを生かしながら、コモンズ形成に努めるための拠点づくりについて旧松田商店を基本に考えたところであります。今回の試行をきっかけに全町的な取組の一端になればと考えています。空き店舗の活用だけではなく、これまで取り組んできた住民の足を確保するライドシェアや地域の働き手不足を補う取組である特定地域づくり事業協同組合等々による人材確保のほか、手作りの地域福祉の実践である地域生活サポート事業から全世代型ファミリーサポートの実践へという契機として展開を図るなど、点としての取組を面に広げてコモンズ形成を目指していきたいというふうに考えております。

すみません。答弁漏れがございました。申し訳ありません。2点目の後段のところ、ちょっとご説明を漏らしておりました。2点目の後段のところですが、現時点では旧

店舗部をフリースペースとして、例えばフリーマーケットや町内の情報交換の場といったところやミニ講演会開催といった利用の形態を想定をしています。そのために試行段階としては光熱水費を賄って、さらには床、壁の汚れは上述の皆さん方とペンキ塗りをするなどの改善、和風トイレを洋風に切り替える設備の取付けによる軽易な環境改善を行うとともに、井戸端会議やミーティングをするためのテーブル、椅子を備えて、この期間中に最小限の使いやすい機能を確保できればと考えているところであります。申し訳ありませんでした。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） ありがとうございます。

2点だけお伺いしたいのですけれども、まず2番目のところの現状の旧松田商店を利用するということについての一応改修の見込みというのは今回の予算でも出ていますけれども、今後の具体的にどのような運用をするのかということ、例えば誰が管理人になるのかとか、誰がどういう形で使うのかということがまだよく見えていないかなという感じがしました。その点を1点お聞きします。

それから、3番目のことなのですけれども、松田商店を含めて過去に空き店舗を寄附で受けたというのが3件あったと思います。2件は実質的に現在活用中という形だと思えますけれども、仮にこういう事態がこれから発生するとしたら、それを例えばコモンズ形成事業の一つの取組の中に位置づけて、位置づけるというか、そういう受皿を考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野田総務課参事。

○総務課参事（野田繁実君） 再質問の1点目についてご答弁申し上げます。

まず、どのような形態になるかというのは、今回のお試し、試行の段階で想定する関係する団体、町民の皆様と話し合いながら、効果的な有効的な活用の形態をしっかりと考えていくための試行としていますので、まだ今時点では具体的な方向性は見えませんが、この取組を進めるタイミングの途中途中の中で議員皆様にも経過報告をさせていただきながら、どうあるべきかの形をしっかりと整えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 2点目のご質問でありますけれども、今町内の空き店舗に関していうと、店舗部が空いているけれども、まだ住宅があってお住まいになっているところがほとんどであります。これは行政だけのことではなくて、商工会のほうでもこういった店舗の活用について所有者の方の意向をお聞きになったりとかというようなことで、今後どうしていくかということを検討していくということだというふうに認識しております。これは、町としては商工会と一体となって、こういった空き店舗の有効活用の可能性を最大限考えていくということに取り組んでいきたいというふうに考えています。今回いろんなアイデアがあって、それらを実現していくと、とても一つのスペースでは足りない

かもしれません。だから、もっとほかのスペースにということがあるかもしれませんし、事業を継承して、事業継承というか、その店舗を活用して新たな事業をやりたいという方もいるかもしれません。シャッター街になってしまっているところでありますけれども、こういうところに幾つかのにぎわいの可能性というものが今積み重なってきているところがあるというふうに思いますので、この空き店舗の活用がうまくいけばそういったことも加速していく可能性になるのかもしれないという、そういう期待を含めて取り組んでいきたいというふうに思っています。全てを引き受けるとかというのはなかなか現実的ではないと思いますけれども、活用できる可能性を広げつつ、そういう利用したい人とうまくマッチングできるというようなところを考えていければなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） ありがとうございます。

質問ではないのですが、全国的にもこういう空き店舗の問題とか空き家、空き地の再利用、市街地の景観とかいろんな理由もあるわけですが、そういうものを担う担い手が出来上がってきているというふうに聞いております。町だけで引き受けるというよりも、むしろ第三者というか、NPOであったり、財団であったりという形で引き受ける、そこにワンクッション置くというか、そういうような仕組みもどうなのだろうというようなことも考えられるかと思うのです。というのは、この間店舗、今までは寄附で受けているという形なのですが、寄附を受けるか、受けないかという判断をするというのが行政としてやると、例えば町民の中からどうしてあそこの店舗は寄附を受けたのだと、こっちは受けないのかとかいうような意見が出てきたりするというある種の公平感というものがあるので、そういう面から見るとワンクッション置くというか、NPOとか財団とかに引き受けてもらって、割と自由な取組ができるような仕組みをつくっていったらいいのかなというふうな考え方を持っているのですが、これは将来的な問題だろうと思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今の提案のご趣旨を十分踏まえて、そういう可能性についてもしっかり検討させていただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 大変ありがとうございます。私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで高橋さんの一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続き、受付番号4、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号4番、議席番号4番、宮崎です。1問目は、今後の感染対策についてということで新型コロナウイルス感染症の感染対策等について伺います。

中頓別町では、今年2月に町内で新型コロナウイルスの感染が広がる状況となり、前回はその状況も含めて伺いましたが、その後も再度感染が拡大し、連日、または毎週のように感染者が確認される状況となっております。現在はどのような状況でしょうか。

それまでは2年で僅か3例ほどであった感染確認が2月以降急増してきた要因についてはどのように捉えておられるか。

2月のケースでは、感染経路によっては広がりを防ぐことができる可能性を感じた部分もあるとのことでしたが、その経験は3月以降の感染拡大に対して活かされているのか。

感染対策としても有効と思われる防災無線での放送について難聴状態となる例もあるようですが、その原因や解消状況についてはいかがでしょうか。

自治体によっては、感染が起きた可能性のある施設を防災無線等で速やかに公表し、注意を促しているところもあるようで、本町の対応とは異なるように思いますが、そのような取組についてはいかがお考えか。

基本的な感染対策として求められてきたマスク着用の緩和が推奨され、感染リスクが低い場面などでは不要とする方向にあります。町としてはどのような基準を設けていくのか。

行政施設では、コロナ対策の臨時交付金などを活用した感染を防止するための備品購入も進められており、昨年度は民間事業者に対しても感染対策として飛沫防止設備などの設置に補助が設けられておりましたが、今年度は実施されないのか。

また、4回目のワクチン接種についてはどのように実施されるのか。

今後の感染対策について伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の今後の感染対策についてのご質問にお答えいたします。

中頓別町においては、ご指摘のとおり、2月以降も3月に15名、4月に10名、5月に3名の発生と、5月30日時点で通算41例の感染者が確認されている状況となっております。5月の感染者の方が5月19日に療養期間を終えられてからは、町内では感染者ゼロの状態となっております。

本町で感染が増えた要因としては、感染力の高いオミクロン株に置き換わったこと、大人から子供への感染から子供同士の間での感染に広がったことなどが要因と考えられます。

2月のケースを教訓として、職員に対して訪問するときや窓口対応をするときなどに感染対策を強化し、徹底するように改めて指導を行ったほか、感染経路の可能性を広く捉えた上で町独自でも速やかに検査を行うようにしています。3月、4月の感染につきまして

も、想定された感染経路に対して保健所による行政検査にならなかった感染者と濃厚接触相当の接触があったと思われる町民に対して町独自のPCR検査を行い、感染拡大を未然に防ぐように努めました。

今年4月初旬より防災無線が途中で切れてしまう事案が発生していることから、4月12日に保守業者に来庁してもらって調査を行っております。調査の対象は、もともと難聴地区であった兵安、上頓別、小頓別地区であり、原因としては自然環境による受信電波の変化と考えられ、現在戸別受信機に外部アンテナを設置し、対応しているところであります。また、5月中旬には知駒基地局の電波が途切れるとの情報を入手したため、調査に当たるよう調整中で、データの抽出を行っているところです。防災無線の電波は、天候、季節によって難聴となることは特性上理解しなくてはならないことから、重要な情報はその他の伝達手段、電話、電子メール、ファクス、チラシ等で対応していきたいと考えているところであります。

防災無線での公表につきましては、保健センター及び役場庁舎内で感染が発生した折には本町におきましても防災無線で町民の皆様にお知らせをしたところであります。その後の感染におきましては、感染を拡大させないことを念頭に、今後も町民の皆様の多くが利用されるような公共の施設などでの感染があった場合には防災無線での情報提供を行っていききたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が令和4年5月23日付で変更されておりますが、基本的な感染対処には変更はなく、人流や人との接触機会を削減することが重要であることがうたわれております。変更点といたしましては、屋内において他者と身体的距離が取れて会話をほとんど行わない場合、屋外において他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離が取れない場合であっても会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は必要なく、特に夏場については熱中症予防の観点からマスクを外すことを推奨するなど、マスク着用に関する考え方が挙げられます。本町としては、感染リスクが低い場面などでは不要とする国の基準どおり対応し、町民の皆様には周知を図っていききたいと考えております。

民間事業者の感染対策につきましては、令和2年度では休業協力、感染リスク低減支援金として町内商工業者56件に対して650万円を助成、令和3年度では感染拡大防止対策を推進するための備品購入の支援制度を設け、上限5万円以内、5月17日から2月28日まで実施をしておりましたが、6件で22万8,000円を助成してきたほか、飲食店向けには北海道の飲食事業者等感染防止対策補助金、上限7万5,000円、4分の3以内、7月30日から11月19日までの期間が措置されるなど、この2年間の状況の中で感染拡大防止の体制も整えられてきたと考えておりますが、新たな対策の要望等がある場合には関係者と支援を検討いたします。

4回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在国から示されている接種対象は3回目接種が終了後5か月経過した60歳以上の方、18歳から59歳までの基

礎疾患があり、通院、または入院をしている者とされています。3回目までの接種同様国保病院が実施主体となり、7月に個別接種、集団接種を行うよう予定をしております。ワクチンは、ファイザー製とモデルナ製の2種類で、接種対象見込み800名に対し、ファイザー製が300回接種分、モデルナ製が600回接種分として確保される見通しとなっているところです。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 詳しくご答弁いただいておりますので、何点か再度お伺いしたいと思っておりますけれども、まずこれはずっとお伺いしているところで、今回の質問の中で具体的には含めてはなかったのですけれども、病院であるとか福祉施設での面会というようなことについては現在どのような対応になっているのでしょうか。これに対してもっと緩和されないかなという声もずっと入院されている方や入所されている方、そのご家族、双方からあると思います。ご答弁にもあるように、先月ぐらいまで中頓別町でも感染が続いていたということですが、今現在としては町としても、また宗谷管内であるとか北海道、国全体としても比較的感染が落ち着いている状況にあるかと思うので、今後の制限の緩和などについても、この点についてもお伺いできたらというふうに思います。

それと、これは新型コロナウイルスの感染対策に限ったことではないですけれども、防災無線の関係、今回お伺いしたような事案が実際に起きているということで、これについて対応中ということになるかと思えます。地域でいうと兵安、上頓別、小頓別地区というようなご答弁のほうにはあるのですけれども、市街地でも音声が届かなくなることがあると思うのですが、これも季節であるとか天候、そういった自然環境の変化等によるものなのか、またご答弁にもあるように知駒の基地局の状況が関係しているのか。防災無線についても情報格差を補うであるとか、様々な情報の伝達に有効なものですから、この点についても確認できたらというふうに思います。

それと、あとでいうと民間事業者の感染対策について、ご答弁にもあるように令和2年度の休業協力、感染リスク低減支援金については町内の事業者には56件ですか、ほぼ全部かなと思うのですけれども、金額的なことをいうと最低でいうと10万円、これがたしか46件とかで一番多かったと思うのですけれども、飲食店については金額でいうと20万円だったり、または30万円だったり、令和2年度末にさらに20万円の支援金もあつたりというような、道のほうでも飲食店に限定した補助などもあつたり、飲食店については影響も大きかったと思うので、手厚くなったかなというふうに思います。この令和2年度の支援金などと比較すると、令和3年度、前年度に設けられていた感染対策備品の購入支援については件数でいうと6件ということで、やっぱり少なかったなという印象を受けます。商工会のほうでも周知をして、期間も決して短かったわけではないと思うのですけれども、当初は令和2年度の5月から9月という、たしかそういう期間で設けられていたと思うのですけれども、これだと多分短かったと思うのです。そこで、多分思ったほど申請がなかったりということで、さらに延長して2月28日ですか、2月いっぱいということ

にされたのかなと思うところなのですけれども、この点が例えば年度いっぱいまでではなかったりしたのが原因かどうか分かりませんが、なかなか反応が鈍かったように思います。ただ、足りているとか十分行き渡っているというわけでもないような気がします。3月であるとか4月に入ってからもその制度は終わってしまったのだねとか、新年度は今のところないのだねというようなことも聞いたので、飛沫防止シートであるとかパーティション、空気清浄機などのこういった感染対策設備の設置については整えていただくことにこしたことはないと思うので、事業者に対しては継続して設けておいてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

それと、最後ワクチンの関係です。ワクチンの4回目接種については、今回その対象となっているのが60歳以上の方と18歳から60歳未満、59歳までの基礎疾患がある方というのは先ほどの町長の行政報告にもありますし、皆さんニュースなんかでも耳にするところではあると思うのですけれども、なので3回目までとは対象となる方がより限定されるのかなというところで、60歳以上の方についてはこれまでと同じように一律のような形になると思うのですけれども、18歳から59歳までの方にはどのように判断をして接種券の送付などを行うのか。入院であるとか通院しているということが条件になって、それを把握できている範囲で判断するのか。国のほうで対象についてそのように示しているというのもあると思うのですけれども、重症化リスクが高いとされる病気や基礎疾患で入院や通院ということだけでもないような何か少し曖昧な印象もあると思うので、この点も含めて再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） まず初めに、福祉施設の面会の関係についてご報告いたします。

福祉施設の面会につきましては、今回の感染状況も大分落ち着いてきているということもありましたので、段階的に緩和しているということで聞いております。時間制限はありますけれども、面会は可能だということで話は聞いております。

○議長（村山義明君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） 病院のほうの面会につきましては、基本今は面会制限となっているのですが、患者の容体の状況だとかそこら辺を医師に判断してもらいながら、ほかの患者と接しないような状況がつけられるような状況下で一部面会をしていただくような形で対応しております。宗谷管内の病院につきましても面会等いろいろ病院によって様々なのですが、その部分の情報を入れながら、当病院についてもそこら辺を検討しながら緩和していきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 防災無線の関係です。町内でも入らない事案が何件か発生して対応しています。まず、一番多かったのが実を言うと役場局と知駒局というのがありまして、戸別受信機1台ずつその設定をするのですが、初期の設定の段階で、保守業者が

やったのですけれども、1チャンネルと2チャンネルと間違えて設定していたという事例が一番多く、それに関してはおおむね対応できたかなとは思っているのですが、あと大体私のところに情報が入ると家に伺って確認するのですが、次に多かったのがアダプターの接触不良、それによって電源が入ってなくて電池が切れてしまって入らなかったという事例と、あと電池で動くと思っていた人が何人かいまして、一番最初に電池を入れて、そのまんま放置していたという方も何人かいまして、あとちょっと大きな家になると、窓際に置いてくださいという話をしていたのですが、初期の頃は置いていたのですけれども、邪魔だからと中に持っていったとかちょっと隠れたところに持っていったとか、そういうケースで入らなかったというパターンも2件ぐらい見られました。今後は、取りあえずそういう事案がぼつぼつと出てきましたので、旬報なんかを使って入らない方という呼びかけをして、再度呼びかけようかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 私のほうから民間事業者の感染拡大防止対策の補助の関係でご質問のあった件についてお答えします。

経過につきましては、宮崎議員のおっしゃったおおむねそのとおりでございます。商工会のほうと協議をさせていただきまして制度のほうをスタートしておりますが、おっしゃるとおり、5月から9月までということで最初期間を設定しましたが、その期間で5件の申請があったということで、道のほうであと第三者認証ということで飲食店のほうもそういう認証制度が申請期間があったものですから、それで道のほうも切れるということで、町のほうは延長をかけて、それで2月末ということで延長した経過がございまして、延長したところで1件しかなかったのですけれども、早期に整えていただこうと思ひまして、最初の期限を切ったところはそういうような思いで設定をしたところでございますが、それで商工会のほうと今協議をしております、何件か議員がおっしゃったように問合せもあるということですので、また協議を内部でもさせていただいて、制度のほうを何とか確保できたらなというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 西巻保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（西巻俊英君） ワクチンのご質問についてお答えしたいと思います。

まず、基礎疾患に関してなのですが、前回1回目、2回目の基礎疾患の方と大きく変わることはないのですが、今回は対象になる方は60歳以上で3回目済みの者、あと18歳から59歳で慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病、高血圧を含む、あと慢性の腎臓病、慢性の肝臓病、インシュリンや飲み薬で治療中の糖尿病、またはほかの病気を併発している糖尿病、あと血液の病気、免疫機能が低下する病気、ステロイドなどの免疫機能が低下する治療を受けている方、免疫の異常を伴う神経疾患や神経筋疾患、神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態、呼吸障がい等、染色体異常、重症心身障がい、睡眠時無呼吸症候群、あと重い精神疾患で障害手帳や保健福祉手帳を所持している方、あとは自

立支援医療、それで重度かつ継続的に該当する方、あと知的障がいなどで療育手帳を所持している方、その疾患に対しては入院及び通院している方、あと手帳を持っている方と、あとはBMIが30以上である方、あとは18歳以上60歳未満ですけれども、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化リスクが高いと医師が認めた者という方になっております。

それで、1回目、2回目もそうだったのですが、60歳以上以外の基礎疾患に当たる方は、周知を行って、自己申告で電話をかけていただいて予約をしていただくということを考えております。どこをどう判断するのかというご質問だったかと思うのですが、判断は接種の段階で最終的には診察する医師が判断することになります。なので、申告があった方には、申告というか、予約を取った方には接種券を送付するというような形になります。以上です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それぞれお答えいただいてよく分かったのですけれども、最後のワクチンの関係でいくと60歳以上についてはこれまでどおりになるかと思えますけれども、18歳から59歳までの方に対しては自己申告、また自己判断的な形で予約をしていただいて受けに来ていただくと。最終的には接種する直前の段階で医師と話をしたりして判断する、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（村山義明君） 西巻保健福祉課主幹、もう少しゆっくり話してください。

○保健福祉課主幹（西巻俊英君） 申し訳ございません。

宮崎議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今再々質問したので、この続きはないのですけれども、ワクチンに関しては18歳から59歳までの方に関しては自己申告であると、最初の時点では自己的に判断をして問合せなり、予約をしていただくというような形ということで理解しました。

質問はこの後できないのですけれども、先ほどほかの点についてもそれぞれ詳しくお答えいただいたのですけれども、面会の関係で福祉施設のほうでは少しずつ段階的に緩和されて、時間制限などを設けて対応されているということで、病院は今も面会制限を一応設けられているような形で、管内でも対応は様々だと思えるのですけれども、中頓別町でもコロナ禍になってこの2年、3年、町民の方で町外に一步も出ていないというような方もたくさんいらっしゃると思うのです。これは物すごいことだなというふうに思うのです。最高レベルの感染対策になるのではないかなと思うので、町民の中でもそういう感染対策に大きな差があったりもするので、そういうところで面会するにしてもワンクッション置くわけだと思えるのです。検温したり、アルコール消毒したり、行動履歴の聞き取りをしたりというところがあると思うので、そういうところでこの人はリスクはないなというふうに判断される方については、そうではない人と比較するともう少し面会などしやすいように

対応していただきたいなというふうをお願いをして、この質問については以上とさせていただきます。

それでは、2問目はデマンドバスの導入について伺いたいと思います。来年10月に宗谷バス天北宗谷岬線の運行が見直されることとなり、浜頓別高校への通学や中頓別町から浜頓別町、音威子府村間のデマンド運行を独自に行うため、今定例会ではバス車両3台の購入費用と車庫の建設設置費として総額約8,500万円の補正予算が計上されておりますが、今後の計画としては現状でどの程度まで具体化されているのか。

中頓別町、浜頓別町、2町での共同運行という形になると思いますが、実施主体や運業者、運行時間やそれに伴い必要となるドライバーの人数などの想定についてはいかがでしょうか。

通学バスの送迎の範囲、部活動、行事などへの参加に必要となる休日の運行、デマンドバスはどのように利用することができるかなど、現在想定しているバスの利用方法についても伺います。

現在町内においては、民間のタクシー業、スクールバス、各施設が運営する送迎バス、ライドシェアなどの移動手段が確保されておりますが、デマンドバスの導入においては町内でのデマンド運行や町内外への交通を一体的に行う必要性も将来的には考えられると思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） デマンドバスの導入についてのご質問にお答えしたいと思います。

来年10月に浜頓別町から音威子府村までの区間で運行している路線バスが見直しされることから、見直し後において現行ダイヤで音威子府村でのJR特急接続が確保されている便や浜頓別高校への登下校に利用されている便数を維持するなど、できるだけ利便性を低下させないように留意した上で地域の交通を維持できるよう現在各種調整を進めているところであります。

デマンドバスは、中頓別町、浜頓別町の2町で必要な負担を行いながら安定的な輸送の確保を図っていくこととなりますが、道路運送法に基づく自家用有償運送の申請、登録が必要となることから、運行事業者が所在する中頓別町、本町が申請、運行の主体的な立場で進めていくこととなります。今回の見直しでは、既存で運行している町内のスクールバスも含めて運行体制を構築することで、車両や運転手など少しでも効率的な事業の展開とすることができるよう現在スクールバスの運行を受託している事業者を運行事業者として見込んでおりますが、デマンドバスや高校通学便の対応を考慮しますと新たに2名のドライバー確保が必要となり、既存のドライバーを含めて全体で6名のドライバーで対応していくことを想定しています。高校通学便は、生徒が居住する地区から運行する予定であり、部活動や学校行事などにも対応できるよう土日でもバスを運行させていくことで考えており、利用方法については今後浜頓別高校とも協議、連携しながら検討していきたいと考えております。なお、デマンドバスについては、電話で予約していただいた上で運行するこ

ととなります。

現在の町内で運行しております各種交通資源に関しましては、民間のタクシー業につきましましては地域にとって必要な交通として今後も維持、継続していただきたいと考えておりますが、町が実施している交通についてはより効率的で効果的な方法を模索し、将来的には一体的な体制の中で運行できる仕組みを構築していく必要があると考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） このデマンドバスの導入については、常任委員会であるとか全員協議会なんかでもかなり説明をしていただきまして、理解としては深まっていったようなところかなというふうに思います。ご答弁のほうもしっかりいただいておりますので、ちょっと細かいところになってしまうかもしれませんが、再度お伺いできたらなというふうに思います。

高校通学便を含めたこのデマンドバスを来年10月から町で運行するというので、高校通学便については町単独、浜頓別町から音威子府村までの間のデマンドについては浜頓別町と中頓別町、2町で負担をしていくということになるかと思いますが、現在町内でスクールバスの運行を受託している事業者にデマンドバスも含めて委託するような形を想定しているということから、事業者が所在する中頓別町が法令に基づく申請、登録などを主体的な立場で進めていくことになるということ、これを聞くとちょっと複雑というか、曖昧な形のように感じる方もいらっしゃるのではないかなと思うのですけれども、この点で何か例えば事故などがあった場合の保険の関係であるとか、責任の所在などについてはどうなるのでしょうか。スクールバスの運行のほうでは現在このような点についてはどうなっているのか、今後スクールバスと高校通学バス、デマンドバスを一体的に運行する上ではどのようになっていくのか、この点についてはいかがでしょうか。

また、ドライバーの人数についてですけれども、6名体制を想定しているということ、現在のスクールバスの人数に2名追加して6名ということにご答弁でいうようになるかと思うのですけれども、委員会などでもそういう説明があったかなと思います。となると、スクールバスについては現在4名体制ということになると思うのですけれども、これに高校の通学とデマンド路線が追加されて、プラス2名で無理なく運行できるのかということも気になりました。加えて全体で6名としても、ドライバー確保の見通しについても現状現実的なところなのか、この辺についてもドライバーの関係を伺いたいと思います。

また、バスの利用者としてバスを利用する方々の側のこと、高校通学便を利用する高校生の料金は無料を想定しているというお話がたしか常任委員会等であったかなというふうに思います。高校通学便以外のバス利用者の料金などについては、どのようなことを現在想定されているのか。高齢者の方々の減免措置であるとか、若い方は減免はないとか、そういうようなことをどのような感じで想定されているのか。

利用するに当たっては、電話での予約制ということなのですが、これについてもどこに電話をして、どうやって予約を取るような形になるのか。また、デマンドバスの乗

り場についてはどこになるのか。ターミナル1か所なのか、複数設けるのか、利用される方はそんなに多くないかもしれないので、迎えに行くような形もできるのか、この辺も現在想定されている部分でお伺いできればと思います。

予約について、例えば本当に一件でも予約があれば曜日とかそういったものに関係なく運行されるのか。高校生についてもふだんはそんなに問題ないというか、高校との年間予定の連携とかで分かると思うのですけれども、当日の利用者というのは、そのときによると思われる休日の部活動についてはデマンドの利用者と同じような感じで予約をするような形になるのか。

それと、デマンドのほうで、基本的には予約をして中頓別町から浜頓別町方面、音威子府村方面に行かれると思うのですけれども、例えば当日にしても後日にしても戻ってこられる場合というの、帰ってくる時が行く段階で分かればいいと思うのですけれども、あらかじめ伝えておけば中頓別町からその日、その時間乗っていく人がいなくても音威子府村側、浜頓別町側に迎えに来てくれるのかというところ。そういう形がちゃんとできるのだったら、町民の方だけではなくて町外の方の利用についても中頓別町に行く手段としてこの辺は想定されているのか。町外の方にとっても交通手段として公のものとなるのか。この辺り今想定されている範囲で、または考えていることについてお答えできる範囲で伺えたらなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） まず、たくさんのご質問をいただきましたので、もし漏れていましたらご指摘をいただければと思います。それに加えて細かい利用のルールに関しましては、先日もお話しさせていただきましたけれども、この秋以降に設置します交通会議の中で細かいところを決めていきますので、今現在で想定している部分についてお話をさせていただければと思います。

まず、車両に掛ける保険なのですけれども、車両に関しましては、今回補正で予算要求をさせていただいておりますとおり、町が購入する形になります。ですので、町の名前で保険を掛けるということになります。ですので、責任の所在というところがありましたけれども、そういった部分で責任の主体は町になってくるということでもあります。ただ、想定されるかどうか分からないのですけれども、保険でカバーできないような、補償しなければいけないような部分が出てきたときに対応できるように、デマンドに関しては浜頓別町と一緒にやっていく形になりますので、何かしら覚書みたいなものを交わしながら、その辺の責任の分担といいますか、そういったものを明確にしていければいいのかなというふうに考えています。

あと、ドライバーの人数でありますけれども、現状事業者とのいろいろ協議を重ねる中で確認している部分といたしましては、現状小中学生のスクールバスの運行に対応している職員といいますか、ドライバーとしては、フルタイムの職員が2人とスポットで入る職員が2人というふうに聞いています。これに加えて今回デマンドと高校通学バスと運

行することを踏まえますと、新たに2名のフルタイムの職員が必要だということから、全体では6名の職員で回していくことを想定しています。このドライバーの確保の見通しでありますけれども、現状この話がありまして、2名のドライバーが必要だという中において、その2名のうちの1人に関しましてはある程度めどが立っているというふうに聞いております。ただ、いずれにいたしましてもまだまだもう一人確保していく必要がありますので、町といたしましても町がやっています無料職業紹介所ですとか、あるいはコロナの状況にもよりますけれども、首都圏等でやっております移住フェアなんかにもそういった募集の状況があるというようなことを周知しながら、ドライバー確保に少しでも寄与できればいいかなというふうに考えております。

それと、バスの利用の料金でありますけれども、おっしゃるように高校生は現在無料というふうに考えています。デマンドバスの料金に関しましても、これも交通会議の中で決めていくテーマではありますけれども、事務的なところで考えておりますのはあまり細かく料金設定をしないで、例えば浜頓別町から中頓別町、中頓別町から音威子府村というような区間を区切りながら、なるべくお金のやり取りも面倒がないような形の料金設定はしたいと考えています。ただ、現行で走っている路線バスの料金をなるべく上回らないようにということに留意しながら料金設定をしていく必要があるかなというところは浜頓別町とも話しているところであります。

電話での予約ですけれども、ここはまだ明確に決めていません。ですので、現在受託が想定されている事業者のところにそういった電話を設けるのか、あるいは現在のバスターミナルを活用してそこを窓口とするのか、それはこれからの協議になるかなと考えています。

あと、バスの乗り場ですけれども、基本的にデマンドバスに関しましては、現在路線バスが走っているように国道部分を走ることとなりますので、今事務方として考えているものとしてはどこかにバス停的なものを設けるのではなくて、ある程度その路線上で自由にといいますか、ある程度その路線上にいれば乗せられるような形で考えられないかというような方針で今は考えています。

それと、バスの運行ですけれども、一件でも予約があれば運行するかどうかということに関しましては、一件でも予約があれば運行するというように考えています。

あとそれと、休日の部活動等に対する対応でありますけれども、生徒から直接連絡をもらう形になるのか、あるいは学校から連絡をもらう形になるのか、この辺りは学校とも協議しながら決めていきたいというふうに考えているところであります。

あと、デマンドバスの戻り、音威子府村から乗ってくるような部分に対しての対応ですけれども、これも当然予約をいただければそこに迎えに行き乗せてくるということは考えています。ですので、中頓別町、浜頓別町方面から音威子府村に向かって出ていく人はこの仕組みを知っているの、ある程度事前の予約はできるかもしれませんが、町外からこちらのほうに入ってくる方に関しては、なかなか制度を知らなければ利用につな

がないというところもありますので、その辺りはできるだけそれぞれのまちのホームページを使ったりだとか、これはまだ協議していませんけれども、例えば音威子府村の駅のほうにこういったものがありますよというようなポスターの掲示みたいなのところもご協力いただけないかということは担当レベルとしては話をしているところでもありますけれども、そういったところで周知には努めていきたいというふうに考えています。

何か漏れがありましたらご指摘をいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 全て今質問させていただいたことはお答えいただいたかなと思います。具体的には秋以降ということなので、現時点でなかなかはっきりできないところもいろいろあると思いますけれども、時間はまだこれからあると思いますので、特にバスを今も利用されている方、これから利用が見込まれる方のニーズであるとか意見とかそういったものも捉えて、今後ともいろいろと議論させていただきながら、将来性のあるデマンドバスにしていきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問は終了します。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

これで一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

### ◎承認第3号

○議長（村山義明君） 日程第13、承認第3号 専決処分の承認を求める件（令和3年度中頓別町一般会計補正予算 令和4年3月22日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案の37ページをお開き願います。承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項

の規定によりこれを報告し議会への承認を求める。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

38ページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月22日、中頓別町長。

1、令和3年度中頓別町一般会計補正予算。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。専決の理由についてでございますが、別途配付してございます産業課作成の補正予算説明資料（令和3年度専決予算）を併せて御覧いただきたいと思いますが、エゾシカ捕獲頭数の増加に伴い、北海道から80頭分の補助金の追加決定が3月にありましたことから、歳入歳出の執行を年度内に行う必要があったため計上したものでございます。

議案の40ページをお開き願います。令和3年度中頓別町一般会計補正予算。

令和3年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,707万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。49ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目有害鳥獣対策費では、既定額に64万1,000円を追加し、1,942万5,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費に北海道から追加配分のあった有害鳥獣捕獲報償費として同額を追加するものでございます。

45ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に64万1,000円を追加し、41億1,707万円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。47ページをお開き願います。15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金では、既定額に64万1,000円を追加し、1億5,910万2,000円とするもので、歳出の有害鳥獣対策費に充当する補助金でございます。

43ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に64万1,000円を追加し、41億1,707万円とし、歳入歳出のバランスを取ってございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第3号を採決しま

す。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求める件(令和3年度中頓別町一般会計補正予算 令和4年3月22日専決)は承認することに決しました。

#### ◎承認第4号

○議長(村山義明君) 日程第14、承認第4号 専決処分の承認を求める件(中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和4年3月31日専決)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、町税条例の一部を改正する条例、3月31日で専決した件につきまして、石川総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 石川総務課参事。

○総務課参事(石川章人君) よろしく申し上げます。私のほうから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

51ページをお開き願います。承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会への承認を求める。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

52ページをお開き願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日提出、中頓別町長。

1、中頓別町税条例の一部を改正する条例。

改正の要旨をご説明申し上げます。64ページをお開き願います。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第133号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第27号)が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことによる改正となります。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正するものです。1、寄附金税額控除関係では、経過措置終了に伴う改正を行うものであり、平成26年度から7年経過したことにより文言の削除を行ったものであります。条項では、第34条の7、ホの部分の改正であります。

2、法人町民税では、法律改正による条項整備を行うもの、条項では第48条の9及び15、第50条の4、第52条の3の改正であります。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務課参事(石川章人君) 失礼しました。3、固定資産税関係では、法律改正に……

○議長(村山義明君) 石川総務課参事、もう一回法人税のところから説明してください。括弧の中も説明してください。

○総務課参事(石川章人君) 失礼しました。まず、2からいきます。

2、法人町民税では、法律改正による条項整備を行うもの、条項では第48条の9、第48条の15、第50条の3の改正でございます。失礼しました。

続きまして、3です。固定資産税関係では、法律改正に合わせた改正を行うものであり、ただし書の規定による措置を講じたものであります。また、附則では、土地に係る課税標準の特例割合を定める規定の改正及び拡充等に伴う改正と法律改正による条項整備を行うもの、あわせて令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅の軽減措置を行うものであります。条項では、第73条の2及び第73条の3、附則第10条の2、附則第10条の3までと附則第12条となります。

65ページに関しましては、条例の条項に関わる改正概要が記載されておりますので、ご参照願います。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案55ページをお開き願います。第34条の7、寄附金税額控除では、56ページ、ホにて平成26年度に一部改正された民法法人に対する特例の削除であり、特例民法法人から公益財団法人への移行に際して5年間の移行期間が設けられましたが、経過措置期間の終了に合わせて削除するものです。

次に、第48条、法人の町民税の申告納付では、57ページ、第9項及び第15項において国の法改正において条項が変更になったため改正を行うものであり、内容に変更はございません。

また、第50条、議案58ページ、第52条も同様の改正であります。

第73条の2、固定資産税台帳の閲覧に関する手数料では、固定資産課税台帳の交付に際し、人命等に影響するおそれがある場合、住所等の個人情報に一定の措置を講ずることができる規定が設けられ、その措置を講じたものも含む規定が追加されています。

議案59ページ、第73条の3、証明書の交付手数料に関しても同様の改正であります。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、特例措置のいわゆるわがまち特例の規定であり、第2項は下水道除外施設に関わる割合を国の改正に合わせて4分の3から5分の4に改正を行うものです。

第3項から第4項までは、国の条項の変更に合わせて改正を行うものであり、内容及び割合に変更はございません。

議案61ページ、第25項は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に関わる割合を追加するものであり、以下条項を繰り下げております。

議案61ページから62ページの第10条の3、新築住宅等の固定資産税減額申告に関

しましては、各条文に「等」を追加し、法改正による省エネ改修工事を行った住宅に関わる特例の拡充に伴い改正を行うものです。

第12条、宅地等に対する各年度分の固定資産税の特例につきましては、令和4年度に限り商業地等に関わる課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%に引き下げ、評価額を据え置く措置を講ずるものであり、新型コロナウイルス感染症に対する国の対策に応じて追加を行うものであります。

54ページをお開き願います。中段、附則、第1条、施行期日は、令和4年4月1日から施行する。

第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上、簡単であります。ご説明申し上げました。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

石川総務課参事。

○総務課参事（石川章人君） 議案の訂正をさせていただきます。

64ページ、改正の要旨のほうです。2の法人税、括弧内のほうなのですが、第48条の9、第48条の15、第50条の3になってはいますが、4と、追加しまして第52条の3ということになります。

あと、3番の固定資産税のほうなのですが、一番下段の括弧内、附則第10条の2とありますが、附則第10条の2第2項から第25項となります。

65ページのほうもあるのですが、下から3番目の附則第10条の2とありますが、附則第10条の2の第2項から第25項、その下の附則第10条の3第9項と第11項となります。

大変混乱させてしまいまして申し訳ございません。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求める件(中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和4年3月31日専決)は承認することに決しました。

◎承認第5号

○議長(村山義明君) 日程第15、承認第5号 専決処分の承認を求める件(中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和4年3月31日専決)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について令和4年3月31日に専決したものについて、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長(相馬正志君) 66ページをお開き願います。承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

67ページをお開き願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。

条例は、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

81ページをお開き願います。改正の要旨でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)が令和4年3月31日に公布され、関係する規定が4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引上げについて改正するものであります。

保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すため法令等の改正を行うもので、国基準賦課限度額は平成28年度からは89万円に引上げとなりましたが、当町では平成28年度から83万円に、平成29年度からは87万円としてきました。平成30年度からは、北海道が国保の財政運営の責任主体となり、保険税の賦課については道が算定する標準保険税率を基に市町村が賦課額を決定するため、国基準賦課限度額の基準に合わせて96万円に引き上げましたが、令和2年度、令和3年度におきましても国基準賦課限度額の引上げに伴い、当町においても引き上げるものとなるものであります。国民健康保険税の賦課限度額は、令和3年度から3万円を引

き上げ総額102万円とし、基礎賦課分を2万円引き上げ65万円とし、後期高齢者支援金分を1万円引き上げ20万円とし、介護納付金分につきましては17万円と前年度と変更はございません。

あと、もう一点改正がございまして、未就学児のいる世帯における均等割額の減額についてであります。全世代対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）が令和3年9月15日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表でご説明をいたします。70ページにお戻り願います。課税額、第2条第2項では、基礎課税額の限度額の変更についてですが、これまでの63万円を65万円とするものであります。

同じく第2条第3項におきましても後期高齢者支援金等課税額を19万円から20万円とするものであります。

第3条から下段の第5条の2につきましては、法律改正に伴い文言を整理したものであります。

71ページになりますが、71ページの下段の国民健康保険税の減額、第23条から、73ページになります。中段の同条第3号までは、引用される条項の改正を行っております。

その下の同条第2項が今回新たに未就学児の被保険者均等割額の減額についての規定が追加となったものであります。国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者、未就学児がいる場合は均等割額を区分に応じて減額するものであります。第1号では基礎課税額の均等割額の減額、第2号では後期高齢者支援金等課税額の減額の規定を定めており、それぞれアからエに属する世帯に対してその区分ごとに応じた率を乗じて得た額を減額するものであります。

それに伴いまして、下段の第23条の2につきましては、法律改正に伴う規定の整備と、あと文言の整理をしたものであります。

また、75ページになりますけれども、中段の附則につきましても第2項から、79ページになりますが、79ページの第11項までは、法律改正に伴う規定の整備となっております。

69ページにお戻り願います。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお

願ひ申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和4年3月31日専決）は承認することに決しました。

暫時休憩。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時28分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第24号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） それでは、議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案83ページをお開き願います。議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案86ページをお開き願います。人事院規則19-0、職員の育児休業等の一部を改正する人事院規則が令和4年4月1日から施行されることに基づき、中頓別町職員及び会計年度任用職員について、より育児休業を

取得しやすい勤務環境に整備するため、以下に掲げる措置を講じることを目的に条例を改正するものです。

①、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、②、勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）、③、育児休業等の取得状況の公表。

続きまして、新旧対照表にて改正の内容をご説明申し上げます。議案第 8 5 ページを御覧願います。第 2 1 条、妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等及び第 2 2 条、勤務環境の整備に関する措置を新たに追加するものです。第 2 1 条第 1 項では、育児休業の申出に係る意向を確認するため面談等の措置を講ずるものとし、第 2 項ではその申出に対し不利益な取扱いの禁止を規定、第 2 2 条では職員に対する育児休業に係る研修、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置等を講じることを規定するものです。

議案 8 4 ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 2 4 号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 2 5 号

○議長（村山義明君） 日程第 1 7、議案第 2 5 号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第 2 5 号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定について、西村病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） よろしくお願いいたします。議案 8 7 ページをお開き願います。議案第 2 5 号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定に

ついて。

中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

90ページをお開き願います。改正の要旨でございます。令和4年7月から開始する介護医療院について新たな任務を加えるとともに、医療部における内部局に介護医療院を追加するものであります。

89ページをお開き願います。新旧対照表でご説明いたします。任務、第3条第4号中、第6項を第8条の2第3項に改め、介護医療院開設許可を受け適正な介護サービスを提供することの内容の第7号を追加。

内部局、第13条第1号、医療部、居宅介護支援室の後に介護医療院を追加し、分掌事務、第14条、医療部、第11号を第12号に、第11条、介護医療院に関する事項を追加。

患者収容定数、第16条中、患者収容定数を50名から20名に、介護医療院の利用定数を16名に改めるものであります。

88ページにお戻り願います。附則、この条例は、令和4年7月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第25号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第26号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第26号 中頓別町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第26号 中頓別町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、西村病院事務長から説明をさせていただきます。

す。

○議長（村山義明君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） 議案第26号 中頓別町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

94ページをお開き願います。改正の要旨でございます。令和4年7月から開始する介護医療院について病院の附帯事業として介護医療院の名称、位置、定員を追加するものがあります。

93ページをお開き願います。新旧対照表でご説明いたします。第2条第3項第1号中、50床を20床に改め、病院事業の附帯事業として介護医療院を設置する内容の第2条の2を追加し、第2項第1号に名称、中頓別町国民健康保険病院介護医療院、第2号に位置、枝幸郡中頓別町字中頓別175番地、第3項に介護医療院の定員は、入所者16人とするを追加するものであります。

92ページにお戻り願います。附則、この条例は、令和4年7月1日から施行する。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 中頓別町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第27号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第27号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、

市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第27号 北海道市町村総合事務組合格約の変更についてをご説明申し上げます。

議案95ページをお開き願います。議案第27号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を別紙のとおり変更する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

それでは、提案理由をご説明申し上げます。議案98ページをお開き願います。提案理由、上川中部福祉事務組合の加入に伴い、北海道市町村総合事務組合格約別表第1及び別表第2の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

次に、変更の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案97ページを御覧願います。附則では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行することとしております。別表1では、上川振興局に上川中部福祉事務組合を追加し、30団体を31団体としております。別表第2の9におきましても今ご説明申し上げた1団体を追加するものです。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第27号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第28号

○議長（村山義明君） 日程第20、議案第28号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第28号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第28号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてをご説明申し上げます。

議案99ページをお開き願います。議案第28号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

それでは、提案理由をご説明申し上げます。議案102ページをお開き願います。提案理由、令和4年4月1日付で設立された上川中部福祉事務組合が新たに北海道市町村職員退職手当組合へ加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要が生じたため本案を提出するものであります。

次に、変更の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案101ページを御覧ください。附則では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総理大臣の許可の日から施行することとしております。別表の第2号、一部事務組合及び広域連合の中の上川管内に上川中部福祉事務組合を追加するものです。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第28号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第29号

○議長（村山義明君） 日程第21、議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてをご説明申し上げます。

議案103ページをお開き願います。議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更する。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

それでは、提案理由をご説明申し上げます。議案106ページをお開き願います。提案理由、新たに加入する団体（上川中部福祉事務組合）の発生に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約別表第1の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

次に、変更の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案105ページを御覧ください。附則では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総理大臣の許可の日から施行することとしております。別表第1の団体の中に上川中部福祉事務組合を追加するものです。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第29号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第30号

○議長（村山義明君） 日程第22、議案第30号 物品売買契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第30号 物品売買契約の締結について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、物品売買契約の締結についてご説明させていただきます。

107ページをお開きください。議案第30号 物品売買契約の締結について。

令和4年5月10日指名競争入札による物品購入事業について、下記のとおり物品売買契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によって議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出、中頓別町長。

契約の内容でございます。1、契約の目的、ロータリー除雪車購入事業。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、5,522万9,290円。4、契約の相手方、稚内市はまなす3丁目3番11号、吉川自動車工業株式会社代表取締役、貝森好文となっております。

本ロータリー除雪車購入事業の概要について若干説明させていただきます。更新の対象となるロータリー除雪車については、平成12年に納車され、21年経過しております。購入機械については、降雪量が多い日の除雪や排雪除雪実施の際に雪の積込み作業に必要な除雪機械となっており、使用頻度も高いことから、同機種を選定しております。納期につきましては令和5年3月10日予定で、落札率につきましては95.25%となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第30号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 物品売買契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時55分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

議案審議の途中ですが、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日6月8日午前9時30分から会議を再開して審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、明日6月8日午前9時30分から会議を再開して、議案第31号 令和4年度中頓別町一般会計補正予算から審査を行います。

◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で終わりたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 2時56分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員